

〔共同研究：「共生」社会〕

「共生社会」をめざした地方参政権

—定住外国人の市民的権利と日本の国際化—

徐 龍達*

目 次

1. 18年目に日の目をみた参政権
2. 地方参政権獲得への重要な礎石
3. 「アジアの時代」にみあう「住民国家」
4. 「ヨーロッパ市民」から「アジア市民」への展望

5. 戦略的人権擁護運動としての参政権
6. 「国民」概念の再検討と拡大
7. アンケート調査による賛成比率
8. 本名常用運動と「アジア市民」への道
資料（細目リストは95頁を参照）

1. 18年目に日の目をみた参政権

在日韓朝鮮人（筆者の新統一用語）¹⁾の将来とその課題の一つとして、筆者が定住外国人（permanent alien residents）の「地方自治体への参政権獲得」と題して訴えた論稿が活字になったのは、1976年7月のことであった²⁾。そこでわたしは、次のような所見を表明している。

「協定永住者といえども……いずれは同化（帰化）ないし追放（送還）を迫られることになりましょう。そこでわれわれは、そのいずれでもない第三の新しいみちとして、国籍の変更なく、地方自治体での『市民権』を獲得する方法を研究し、その実現のための運動を展開すべきではないでしょうか。」

日本政府の本音は、国内に少数民族をおきたくないようですが、同胞の存在自体が、前述のように、日本資本主義の生成・発展の構造に関連して形成されました。このことは、過去の忌

まわしい屈辱の歴史を強調するためではなく、在日韓国人が、人間としての権利をこの地で確保するための基本として、日本人に理解させると共に、同胞指導者層にも認識させる必要性を痛感するものです。また、国際社会に生きるべき日本としては、むしろ、外国人を多数永住させる方が国策上も好ましいということを、われわれの運動を通じて認識させる必要がありましょう。」

「幸いにも、国際社会の趨勢は、『国際人権規約』に規定されているように、各当事国はその領域内にあって、その管轄に服するすべての個人に対して、人種、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治上、その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生またはその他の地位によるいかなる差別もなく、この規約に認められた権利を尊重し、かつ確保することを約束する、として、人権をひろく外国人を含むすべての個人に保障することを義務づけています。」

「日本は国連総会では『国際人権規約』に賛成しながら、まだ調印・批准をしていませんが、時代の流れは避けることはできず、ひろく各団体が連帶して運動すれば、近い将来、必ずや調印されるものと確信いたします。この流れを先取りして、在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会（徐龍達代表幹事）は昨年から日本の国公立大学への韓国人専任教員の実現、したがって、国家公務員、地方公務員の実現のため、文部省、

* 本学経営学部

1) 徐龍達「原爆慰靈碑は“韓朝鮮人”で統一を」毎日新聞1992年9月11日付「私見／直言」欄に論拠の一部が述べられている。この用語の初出は、徐稿「心のかべ取り払い、日本に『共生』哲学を」『毎日新聞』1991年6月11日「時代の目」欄。
2) 徐龍達「在日韓国人はいかに生きるべきか」韓国大阪青年会議所認准5周年記念誌（1976年）146-154頁、徐龍達編『定住外国人の地方参政権』（日本評論社、1992年）8頁に一部掲載。

国立大学協会、公立大学協会などと交渉を重ねており、いずれ、われわれが望むべくもなかつたことが実現する可能性があることを申し添えておきましょう。」（その後「国際人権規約」は3年後の1979年に日本も批准、「外国人教員任用法」は運動開始10年後の1982年8月20日成立、9月1日公布施行）。

この拙稿発表以来、約20年が経過したことになるが、内容的に変更を要することはなにもない。上記の私見は1993年9月の大阪府岸和田市議会の決議で18年ぶりにやっと日の目をみたことになる。思えばあまりにも遅すぎたきらいはあるが、いまや地方参政権獲得運動の活性化をむしろ、よろこぶものである。この地方参政権問題については、理論的にも大きな転換期を迎えており。伝統的な「国民主権」概念の克服ないし拡張と「住民主権」の確立は、「民主国家・日本」の将来を考える重要な課題として浮上してきた。これまでに発表された日本語およびドイツ語文献と資料³⁾の豊かさをみると、定住外国人の地方参政権問題がひろく学術研究の対象にまでなってきたことによろこびを禁じえない。

本稿においては、徐編『定住外国人の地方参政権』出版以来の予想をこえる事態の進展をふまえ、そのような新展開をもたらした運動の礎石をまず確認しておきたい。また、地方参政権獲得運動の国際的な人間移動における位置づけを試み、アジアの時代と「アジア市民」への展望、日本における「戦略的人権擁護運動」としての地方参政権の意味とその背景、地方参政権に関するアンケート調査など、現段階におけるこの問題の理論的、実践的な整理を行ない、あわせて地方参政権獲得運動へのより高い指針を模索しようとするものである。とはいって、「日暮れて道遠し」の感あり、心ある人々の建設的

3) 徐龍達編『共生社会への地方参政権』（日本評論社、1995年）、127-8頁および239頁、なお日本の学会報告文としては比較的古い次の拙稿をも参照。徐龍達「国際化時代における定住外国人の地方自治体参政権」地方自治研究第4巻第1号（日本地方自治研究学会、1989年2月）1-13頁。

な批判によって、地方参政権獲得に関するよりいっそう適確な方向性が生みだされることを願うものである。

なお、本稿は桃山学院大学総合研究所のプロジェクト「『共生社会』——文化的多元主義に関する学際的研究——」（徐龍達代表ほか10名）の92年から94年にわたる3年間の研究成果の一部である。このような共同研究の機会を与えられた桃山学院大学と同・総研に感謝したい。

2. 地方参政権獲得への重要な礎石

ここ数年、定住外国人の参政権獲得運動、ひいては「国際国家・日本」への試金石ともいるべき記念すべき事実がいくつか積み重ねられた。その主要な事項をとりあげてみよう。

(1) 1990年9月14日、大阪在住の韓朝鮮（ハンチョソン）人11名が、住民として選挙人名簿に登録されなかったのは憲法違反であると大阪地方裁判所に提訴した。同訴訟は93年6月29日請求棄却判決、現在最高裁に上告中である。これは地方参政権裁判の第一号であり、原告は金ジョンギュ、キムテイル、パクヨンミ、キムホヒヨン、パクジョンホ正圭代表、金胎一、朴英美、金昊炫、朴正浩、コウフアオ、イジョンコ、ファンジョンコ、コウジエビヨン、キムヒヨンス高和彦、李政根、黄正根、高在炳、金炯守、ブンイル夫承一氏らである（95年2月28日、最高裁で歴史的な前向きの判決があった。資料10参照）。

(2) 1991年4月22日、大阪府に住むイギリス人・ヒッグス アランが、現行公職選挙法の違憲性と国家賠償請求の訴訟を提起した。地方参政権裁判の第二号である。同訴訟は1994年1月28日、大阪地裁で請求棄却の判決があり、同年2月10日、損害賠償請求事件については大阪高裁へ控訴、選挙人名簿不登録処分に対する異議の申出却下決定取消請求事件については最高裁判所へ上告中である。

(3) 1991年5月28日、福井県に住む李鎮哲、チョンキヨンチャヤン、ソルムンホ、パクバンキュ鄭慶讚、薛文昊、朴漢圭氏らによる選挙人名簿不登録違憲および国家賠償請求訴訟が福井地方裁判所へ提起された。地方参政権裁判の第三号である。この訴訟は1994年10月4日、福井地裁で棄却の判決があり、同月7日、名古屋高等裁判所金沢支部に控訴した。この判決では、選挙人名簿不登録の違法確認を求める請求を適法

とし、定住外国人の地方参政権については諸外国の事例を列挙して「憲法の許容するところであるとの見解が十分に成り立ち、実施可能である」として、許容性について一步踏み込んだ考え方を示した。

(4) 国政参政権裁判の第一号は、前記ヒッグス アラン氏が1989年7月23日施行の参議院選挙で投票を拒否されたことで、同年11月17日、大阪地方裁判所へ提訴した事件である。これは投票できない精神的苦痛による損害賠償請求を国に行なうことで、現行の公職選挙法の違憲性を問うものであった。大阪地裁では1991年3月29日請求棄却、大阪高裁では1992年7月31日請求棄却の判決があり、最高裁では1993年5月26日上告棄却の判決があって、裁判は敗訴が確定した。

(5) 1993年2月18日、国政参政権に関連して、「在日外国人参政権'92」(略称・在日党、1992年6月1日設立)の代表・李英和氏(関西大学専任講師)が、参議院比例代表選挙立候補の届出不受理行為に対して大阪地方裁判所に提訴した⁴⁾。史上空前ともいべき在日党は、「外国人の、外国人による、外国人のための政党(政治団体)」で、その綱領には「わたしたちは、人種差別・民族差別に反対し、基本的人権の擁護に努め、民主主義を発展させるために、日本に定住する外国人の政治的自由と権利、参政権の実現をめざします」と謳っている。大阪地裁では1994年12月9日、提訴棄却の判決があり、ただちに原告は大阪高裁へ控訴している。

(6) 1993年9月9日、大阪府岸和田市議会(寿一誠議長)では、日本で初めて「定住外国人に対する地方選挙への参政権など、人権保障の確立に関する要望決議」を採択した(資料1を参照)。岸和田市民として決議要請文を提出した金重根氏(学校法人白頭学院理事長)と金治雄氏(韓国大阪青年会議所特友会第15代会長)の尽力には、特筆すべきものがある。岸和田市では92年4月に日韓友好親善議員連盟が結成され、金氏らの努力により、ソウル市永登浦

区議会と相互訪問するなどの交流を重ねていたものである。政府への要望決議等は、93年12月末までに京都府、京都市、岐阜市、八日市市、大牟田市、茨木市、泉南市、近江八幡市、御坊市、豊岡市など16自治体に拡がり、さらに95年3月13日現在201自治体が可決するなど、岸和田市議会決議の影響は大きく、その先駆的な役割は高く評価されるべきである。

(7) 1994年1月7日、新党さきがけ島根は、日本で初めて定住外国人の入党を認めることを発表し、国内外に大きな反響を及ぼした。その後、新進党、その他の政党でもこれに続く決定をした地区があらわれた。さきがけの入党規約によると、県内居住5年以上の外国人、または配偶者が日本人の場合には県内居住2年以上の人で、党員2名以上の推薦を得られた外国人となっている(資料2を参照)。この入党・承認が94年11月、地方参政権を認める法律改正案を生みだすに至る。

(8) 1994年10月15日、島根集会に先行して京都で開かれた研究集会「共生社会のための地方参政権」(国際在日韓団・朝鮮人研究会ほか共催)では、「住民の権利としての地方参政権」について徐龍達が、また「地方参政権と民主主義」について江橋崇法政大学教授が報告し、運動推進への一役を担った。「国際韓朝研」(IASK: International Association for the Study of Koreans in Japan)は1987年に設立され、世界人権宣言40周年記念の国際人権シンポジウムや、戦後補償・戦後責任問題、韓朝鮮人の法的地位・指紋押捺問題、公務就任権問題などに関する研究集会を主催した。1990年からは数次にわたって地方参政権問題についてのシンポジウムや研究集会を日本ではじめて開催し、徐編『定住外国人の地方参政権』および『共生社会への地方参政権』(いずれも日本評論社)出版の礎石を築いている。

(9) 1994年11月12日、さきがけしまね主催「共生社会のための決議」集会に、パネリストとして徐龍達(桃山学院大学・定住外国人論)、浦部法穂(神戸大学・憲法)、岡崎勝彦(島根大学・行政法)、クロード・チアリ(ギタリス

4) 李英和『在日韓国・朝鮮人と参政権』(明石書店、1993年) 64, 83-93頁。

ト), 錦織淳(衆議院議員)が招かれた。そこで日本で初めての「地方自治法及び公職選挙法の一部を改正する法律(案)」要綱が発表された。

同時に、「共生社会のための決議」が採択された。すなわち、「すべての人間は平等でなければならない。あらゆる差別は撤廃されなければならない。外国籍住民にたいする差別を根絶し、何人にも平等な地域社会を創造するために立ち上ることを、今日ここに宣言する。」「地方からのこの声を国の立法府たる国会の場に反映させ、法律改正による定住外国人の地方参政権確立を実現する。この実現こそ、わが国の真的民主主義を確認するための必要不可欠の条件である」と、格調高い「決議文」を井上富士夫幹事長が朗読し、万雷の拍手の中で採択された。日本人の「心の改革」を訴える地方自治の主権地域からの発進は、これから多くの地域に拡大・討議され、超党派的な議員立法案が近く国会に提出されることになった(資料3, 4, 5参照)。

(10) 積極的に運動を進めている、「韓国民団」の活動を挙げなければならない。民団中央本部では、1989年に全国の地方議会での陳情活動を指示はしているものの、権益擁護委員会等の内部に反対があつて足並みがそろわらず、地方参政権獲得運動にそれほど力を注いではいなかつたとみられている。94年5月から発足した辛容祥(シンヨンサン)団長は、それが団長選挙時の公約でもあるので、全組織をあげて地方参政権の獲得運動に参画するようになった。韓国民団の傘下団体のみならず、全国民族差別と闘う連絡協議会(裴重度ペチョンド会長), 在日定住外国人地方参政権獲得促進協議会(李鍾大会長), 定住外国人の地方選挙権を求める協議会(相馬達雄会長), 在日韓国青年商工人連合会(呂健二会長)などの諸団体や『KPI通信』(金哲雄社長)を中心とするマスコミが熱心に取り組んでおり、その成果として201自治体決議(95年3月13日現在)を獲得することになった(資料6, 7参照)。

(11) 日本国における地方参政権獲得運動に呼応して、韓国内においても比較的早くからこの問題が取りあげられている。たとえば、財団

法人重山育英会附設亜細亜政策研究院(閔寬植ミンクアンジク院長)主催による「在日同胞の現況と将来」に関する91年問題ソウルシンポジウムは、1989年3月28, 29両日、ソウルの新羅ホテルで開催された。そこで、「在日同胞の地方自治における参政権獲得」と題して徐龍達が主題報告を行い、韓国の代表的な政界・学界・法曹界からの多数の参加者一同による決議文に、「在日同胞に地方自治体水準の参政権を保障すること。」が加えられた。

また、1990年3月13日、徐龍達は韓国国会の公聴会に招かれ、「91年問題と日本の教育政策」について報告したが、翌日の国会で採択された(日本政府に対する)「在日韓国人子孫に対する法的地位促求決議文」に、「日本政府は、在日韓国人子孫に地方自治体参政権と民族教育権を保障せよ。」が加えられた(資料8)。

このような経過があって、1991年1月10日、ソウルで李相玉・中山太郎両外相が「在日韓国人の法的地位・待遇に関する覚書」に署名、そのなかに在日韓朝鮮人の地方参政権問題も韓国政府から提起されたことが明示されたのである。

3. 「アジアの時代」にみあう 「住民国家」

ここで視角をかえ、アジアの成長にともなう人間の国際移動と地方参政権の位置づけを考えてみよう。最近、日本貿易振興会(JETRO)が発表したJETRO白書(投資編、94年12月)によると、日本を除く他のアジア地域の対外直接投資額は、域内国相互間の直接投資が急に拡大し、93年の総投資額が190億ドルに達して日本の137億ドルをはじめて超過し、自律的発展の軌道に乗り始めたという。

その背景をみると、アジアの域内国相互間投資は、80年代後半から韓国資本と東アジアの華人資本が始動し始め、90年代に至って中国本土資本が参画している。これらの資本が域内の市場開拓や社会基盤の整備に積極的にかかわっており、ASEAN(東南アジア諸国連合)やNIES(新興工業経済地域)ではとりわけ投資活動が盛んになっている。

たとえば、日本の NIES（韓国、台湾、香港、シンガポール）と ASEAN（タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア）との貿易の伸び倍率は（1987～1992年）、輸出で2.4倍、輸入で3.1倍となっており（『通商白書』）、またアメリカの対 APEC（アジア太平洋経済協力会議）貿易も、全世界の輸出入額の50%を超えたといわれている。これらの諸国の成功の原因として、民間活力の利用、市場原理の徹底、資本輸入の自由化、輸出政策の適正化などがあげられている。このような経済事情を察知したアメリカは、早くから APEC の首脳会議を通じて、アジアにおける主導権を虎視眈眈と狙っているのもやえなきことではない。21世紀が「アジアの時代」「アジアの世紀」だといわれる経済的な論拠は、すでに充分認識されているといえよう⁵⁾。

このようなアジア地域の経済発展に即応して、かつては労働者の送り出し地域として登場した国々が、逆に多数の合法的・非合法的な労働者を受け入れる地域に移行している。その最も典型的な事例として、日本では、1989年の出入国管理及び難民認定法の改正により、特別に就労が許された日系ブラジル人の大量入国があげられる。統計上、1986年に2千人余りだったブラジル人が、5年後の1991年には56倍の約12万人に急増している。いわゆるニュー・カマー時代の到来である。彼ら日系の2、3世は、パスポートと往復航空券さえあれば日本への入国が許可され、渡航目的に制限はない。一般に貧富の

5) 「アジアの時代」「アジアの世紀」に関する論評は多いが、それは本稿の主題ではないので、一部の文献紹介にとどめたい。

根津清・姜英之・陸培春・クリエンクライ・ラワンクル『アジアの新聞は何をどう伝えているか』（ダイヤモンド社、1993年）。

小川雄平編『アジア共生の時代』（同友館、1991年）。

青木健『太平洋成長のトライアングル』（日本評論社、1987年）。

姜英之『東アジアの再編と韓国経済』（社会評論社、1991年）。

金淳泰『変貌するアジア』（三一書房、1994年）

徐龍達「日本の環太平洋構図」韓国慶北大学校『環太平洋時代における韓民族』（韓朝鮮語）所載（1991年10月）。

差があるかぎり、発展途上国から経済先進国への人間の国際移動は避けられない実情にある。ニュー・カマーをめぐる諸問題の本質を見究めるには、もうすこし歴史的・発生史的な複眼思考が要請される。

もともと人類の歴史は、人間集団の移動によって塗り替えられてきた。したがって外国人問題は、いずれの先進国においても古くして新しい問題である。人間集団すなわち現代における労働力の国際的な移動は、当該国の経済発展をもたらし、その地に新しい文化要素を植えつける長所もある。その際、先住者は例外なく新しく移住してきた人びとを「外国人」として嫌い、排除してきたのであるが、長期的にみれば、世界のいたるところに多民族・多人種的な国家を生み出したのである。古くは、アメリカ大陸には16世紀から19世紀にかけて、大西洋横断の奴隸貿易によるアフリカ人の強制移住があったし、19世紀を頂点としたヨーロッパから北米への移民、植民地開拓のために移入された中国人やインド人の労働者などは、それぞれ移動の要因・形態・待遇を異にしながらも、「ひとしく現代にいたる世界の構造を形成するうえで重要な役割を果たしてきた」⁶⁾といえよう。今日の日本は、先住民であるアイヌ民族、沖縄民族、韓朝鮮民族など、事実上、多民族国家に近い実態にあって、それぞれの人々が地域社会に貢献しているにもかかわらず、平均的日本人はそれを認めようとせず、むしろ昔日の排他的な天皇制国家、皇国史観の再起をはかろうとする一部の復古勢力があるため、よけいにぎくしゃくした社会情況になっている。

新しくは、第二次世界大戦後、アジアやアフリカの植民地がその就縛から解放されて新しい国家を形成し、国境を基準としたいわゆる「国民国家」が多数成立したのであるが、人の移動は飛躍的に増大しつつあり、それを受け入れる側の「住民国家」「住民主権」の時代が到来しつつある。それは、ますます拡がる貧富の格差、移民の労働価値を利用する世界先進国の経済構

6) 百瀬宏・小倉充夫『現代国家と移民労働者』（有信堂、1992年）3頁。

造により、人間は、よりよい場所、貧しい国から富める国へと志向するからであり、人の流れは水の高きより低きに流れる様相と軌を一にしている。

所得と雇用機会に大きな格差があるかぎり、また労働力不足の日本で外国人労働者を安い賃金で雇用する受け皿があるかぎり、外国人労働者との「共生」をはかることは、まさしくボーダーレス時代の重要課題となるのである。とりわけ、日本のように出生率の低下が続く先進国では、労働力を求めて企業がしのぎを削ることは火を見るよりも明らかである。21世紀には、このような趨勢がいっそう顕著なかたちであらわれることは必至で、それに対応する日本人の意識変革は焦眉の急を要する課題である。

同時にそのことは、日本のように、一民族一国家ないし单一民族国家という幻想にもとづく「国民国家」の虚構に強い反省をもたらし、21世紀には多民族の「共生社会」にふさわしい「住民国家」「住民主権」の考え方が一般化することになる。

日本社会では、70年代からオールド・カマーとしての韓朝鮮人、中国・台湾人の人権問題が噴出していた。日本人総数の1%ほどの定住外国人すら、社会構成員として認めようとしない平均的日本人のふところに、ニュー・カマーがどんどん飛び込んできたから日本人が右往左往するのも無理はない。場あたり的な施策で糊塗してもどうにもならない。要は、世界がいま人権と平和を至上課題としており、その両者を実現させる哲学が「共生」であることの認識を深め、実践に移すことである。21世紀への課題は、まさしく「共生社会」をいかに築くかという点に集約される。その意味で、内なる国際化、足もとの人権を放任しては外向きの国際化は達成できない。日本人自らが「共生」の哲学に目ざめるべきときではないか。

1993年は国際先住民の年であった。日本の先住民アイヌ人は、いまだに「北海道旧土人保護法」で縛られている。被差別部落民、心身障害者、沖縄人、帰国子女のような少数民族ないし少数者を切り捨てる考え方が、日本社会の構造

的な特徴にもなっている。外国人との「共生」以前に、日本人自身の「共生」のあり方が問われていることを厳しく受け止めなければならない。多民族社会・共生を実現するには長期間の努力が必要であるが、そのための試金石が定住外国人の人権擁護であることは論をまたない。

人権の基本的なものとして、いま定住外国人の地方参政権問題が提起されているのである。日本人が、増大しつつある外国人と仲良く「共生」しなければならないという認識に立つとき、「住民国家」「住民主権」の実りがこの国を潤すことになろう。そこには地域社会を共に良くしようという善意がみなぎり、国籍を超えた新しい「アジア市民」としての連帯が芽生える⁷⁾。そしてまさしく、21世紀は「アジア人の世紀」になるのである。

4. 「ヨーロッパ市民」から「アジア市民」への展望

21世紀を「アジア人の世紀」として展望するとき、いまひとつの検討課題がある。定住外国人がそのアイデンティティを確立するために、国籍と市民権の分離が可能かどうかの問題である。

20世紀後半における労働力の国際的な移動を研究した経済学者たちは、このような人間の国際移動現象を、新国際労働分業、産業予備軍の外部化などの概念によって説明している⁸⁾。人間の国際移動の原因について、「先進国の産業のハイテク化、その状況化における多国籍企業の国際戦略、先進国の産業の空洞化、とくに製造業やサービス産業における労働力不足などに求めている」。たとえば、日本では日本人が一般に3K労働（危険、汚い、きつい労働）を敬遠するため、外国人労働者が3K労働に従事するという実態があり、またドイツでは、炭鉱労働者、ゴミの蒐集や街の早朝掃除などにガスト・アルバイター（外国人労働者）が雇われている

7) 徐龍達「21世紀の外国人問題」『地方自治・21世紀への提言』（公職研、1994年）246-247頁参照。

8) 平野健一郎「人の国際移動と新世界秩序」国際問題412号（1994年7月）5-6頁。

ことはよく知られている。

さらに、産業予備軍の外部化説によれば、女性パートタイマー、マイノリティ労働者と外国人労働者が、今日の世界的な産業によって予備軍化されているという。そして先進諸国は、このような外国人労働者を求める経済の要求に比較的寛大であると同時に、出入国管理によって、人間の国際移動の管理が実施されている。出入国管理は一般に国籍と国境を基準に行なわれるが、人間の国際移動が増加するにつれて、二重国籍をもつ者や無国籍者も増加し、国籍の絶対性は揺らぐことになる。

EU（欧州連合）は、このような国籍の相対化を実現したひとつの典型だといえる。ヨーロッパは、1992年2月のマーストリヒト条約（欧州連合条約）によって、経済共同体へ脱皮はじめた。そして国籍を超えた「ヨーロッパ市民権」の概念が基本条約に導入されたのである。この市民権は、EU議会の選挙と居住する自治体の議会の選挙については、EU加盟国の国民は「ヨーロッパ市民」として国籍を問わず、1995年実施の選挙から現住地で選挙権と被選挙権が与えられる。このことは、ヨーロッパ地域における経済発展と人間の国際移動がもたらした必然的な流れだといえる。国境をこえて働く人間の地方参政権が認められたのである。ヨーロッパ市民は、またEU加盟国内の雇用に自由に応じることになると同時に、労働条件のみならず、家族に対する福利厚生や子弟教育にいたるまで、国籍にもとづくあらゆる差別を撤廃する画期的なものであった。

国籍による差別がなくなることは、定住外国人が強いて「帰化」をする必要がなくなるということである。外国籍のままで市民的権利を獲得することになれば、異民族としての文化を享受し、外国に住みながら母語を話し、民族としてのアイデンティティを維持・発展させることができる。この「ヨーロッパ市民」の考え方方が「アジア市民」に援用されるようになれば、どんなにすばらしいことであろうか。「移民化」すなわち定住外国人としてのヨーロッパ市民は、すでに過日、ヨーロッパ議会の議員を直接選挙

している。続いて、各加盟国に定住する外国人が地方自治体における参政権を行使できるようになった⁹⁾。

こうしてEU社会では、定住外国人が国籍の変更なく市民的権利を獲得することになったのであるが、このことによって国籍の相対化、ひいては「国籍と市民権の分離」が明らかになった、とみることができる。つまり、市民権は国籍のいかんにかかわらず獲得され、アイデンティティを抹消されることなく、「同化」を否定することができる、ということである。同時に、定住外国人の居住国側は、国内に異質文化との共生を余儀なくされ、多民族・多文化社会への変容、エスニック・コミュニティーの形成を達成しつつ、真の国際国家に脱皮しうるメリットに与えることができる。そこで筆者は、このような「ヨーロッパ市民」を視野に收めつつ、「アジア市民」(asian citizens) の概念をこの日本社会に確立しようとするものである¹⁰⁾。

いまや、アジアの各国は、国境のカベと国籍のカベを超えた新しい国際協調の時代を築こうとしており、とりわけ経済大国・日本に対して求められる役割はきわめて大きい。これまで、アジアにあってアジア人でなかった日本人は、国際政治や経済環境の変化から「アジア市民」に脱皮せざるをえなくなり、その方がまた、世界経済の活性化にも貢献できるわけである。「アジア市民」への道、それはまず、定住外国人に地方参政権を認め、行政差別を自ら撤廃し、民間の差別を是正する行政指導を徹底させ、定住外国人と「共生」しうる社会を築くことである。定住外国人もまた、これまでの差別の対象としてのマイナスの存在から脱却し、自らが「本名」を名のり、その文化を保持しつつ、地域社会のためにも貢献しうるプラスの生き方を選択することになる。こうして日本社会の構成

9) 広渡清吾「ドイツにおける外国人の地方選挙権」。
江橋崇「ヨーロッパにおける現状」、いずれも徐編『共生社会への地方参政権』（日本評論社、1995年）、205-261頁を参照。

10) 徐龍達「アジア市民への道」徐龍達先生還暦記念委員会編『アジア市民と韓朝鮮人』（日本評論社、1993年）1-24頁。

員がすべて「アジア市民」としてのフィロソファーをもって生きることになれば、アジアにおける日本の評価は格段に高まることになるであろう。

最近の報道によれば、幸いにも日本の政界も「定住外国人の地方参政権」の実現へ動きつつある¹¹⁾。1995年1月10日に開かれた韓国民団（辛容祥団長）の新年会には、新進党の海部俊樹党首をはじめ社会、新進両党の国会議員が12人も出席し、地方参政権について「実現に向けて取り組むことは党の方針で決定している」

（社会）、「プロジェクトチームをつくるて本格的に検討する」（新進）などのあいさつが続いた。また1月9日の民団京都府本部（金在河団長）の新年会には、野中広務自治大臣、伊吹文明衆議院議員ら国会議員が7名、府会議員22名、市会議員23名という大勢の出席があったことは、韓朝鮮人の参政権を先取りする行動だともいえよう。さきがけ島根の錦織淳代議士は、「超党派の議員連盟をつくり、年内に国会に提案したい」と意欲的であるのは頗らしい。また公明は2月24日の常任幹事会で、定住外国人（3年以上の合法的居住者）に地方参政権（選挙権と被選挙権）を認める提言をまとめた。公明も超党派的に働きかけ、今国会中に改正法案を提出することになった。

5. 戰略的人権擁護運動としての参政権

定住外国人による地方自治体参政権の獲得運動の背景については、二つの側面があることを指摘しなければならない。その一つは定住外国人の人権擁護=差別撤廃運動であり、いま一つは、日本の真の国際化=哲学の貧困克服という側面である。つまり、地方自治体の参政権を媒介にして、定住外国人と日本人が「共生」を達成し、多民族社会の実現とその発展を図ることができるということである。

上記の二側面を詳述するにあたり、まず「定住外国人」の用語について述べておこう。「定

住外国人」とは、日本社会に生活の基盤があつて、社会的生活関係が日本人と実質的に差異がなく、日本国籍をもたない外国人のことをいう。具体的には、①大日本帝国の侵略によって、直接・間接を問わず渡日を余儀なくされた韓朝鮮人、中国・台湾人など、②前項の韓朝鮮人や中国・台湾人らの子孫で日本で生まれ育った者、③日本に居住して3年（国籍法上、帰化の最短年数）以上の合法的定住者で、生活の基盤が日本にあって納税の義務を果たしているその他の外国人、のことをいう。

この用語は、1970年代に高まった外国人の人権擁護運動のなかで、在日外国人の定住性、生活基盤が一般外国人とは異なるという認識のもとで生みだされた筆者の造語である¹²⁾。それは、外国人の人権を考える場合、日本人と外国人を二元的に分け、その法的地位が絶対的に異なる、という過去の伝統的な考え方に対する反省をもたらした。同時に、すべての外国人を同一視してきた管理行政側も、数日前に日本の空港に到着した定住性のない一般外国人と、納税の義務を果たす社会構成員としての定住外国人との相違を認識するようになった。これは行政上的一大発見にはかならない。

さて、定住外国人の人権擁護=差別撤廃運動の歴史は古く、1948年の「阪神教育事件」にその源流を求めることもできよう。この事件は同年1月、文部省による韓朝鮮人の民族学校設立不承認・学校閉鎖に対する反対闘争で、同年4月、大阪における学校閉鎖抗議デモに警察が発砲して金太一少年が射殺された一連の事件である。あるいは、1970年12月、朴鐘碩さん（パクジョンソク）の日立製作所就職差別裁判をもって嚆矢とすることもできよう。それ以来の定住外国人は、出入国管理法案、国民健康保険、国公立大学教員任用、高校・大学入学差別撤廃、公営・公団住宅入居資格、京都韓国学園建設妨害、差別の入学誓約書、住宅ローン、保険加入資格、司法修習生=弁護士、公務員任用、電電公社入社資格、国民

11) 『朝日新聞』1995年2月22日付、「地方参政権実現へ動く」（「記者席」欄）、『毎日新聞』1995年2月25日付、「定住外国人に地方参政権を」（公明）。

12) 初出は、徐龍達「国際感覚と血統主義——道を閉ざされる定住外国人」朝日新聞1977年2月19日付夕刊「文化欄」。

年金加入資格、住宅金融公庫・国民金融公庫融資、公立学校教諭、日本育英会奨学金、指紋押捺拒否、郵政省外務職員、就職差別一般などについて組織的に闘い、ある程度の市民的権利を獲得したことは事実である¹³⁾。

しかし、日本社会の差別構造は根深く、かつ多面的であった。一つの改善がなされたかと思えば、また新しい差別事例が噴出する、まさに「差別火山列島」¹⁴⁾である。日本政府ないし地方自治体の行政そのものが、「国籍」を口実として不条理を温存ないし拡大している事例があるから、民間人の「心のカベ」も容易に崩すことはできない。いろいろと35年間も暗中模索した結果、民主社会の根幹ともいるべき「地方参政権」の獲得に思いあたった次第である。

定住外国人が日本の各地域の市民・住民としての地位を確立することが、人間が人間としてお互いに平等な立場で共生しうる前提になるわけであり、その実現は、地方参政権の獲得をおいてないのである。地方自治法第10条は、定住外国人も住民であると認めて納税の義務を課しながら、政治的権利については日本人に限定し、住民サービスの基本となる住民基本台帳から定住外国人を除外したことは、明らかに差別行政である。このような不条理も、定住外国人の地方参政権の獲得によって是正されるであろう。

同時に確認しておきたいことは、定住外国人側の意識改革の問題である。定住外国人は、すでに「帰国志向」からは一般に脱却しており、帰るべき祖国に家・土地などの生活基盤をもたず、日本に定住せざるをえない立場にある。その点、商業・興業・出張などの目的で一時的に滞在する一般外国人とは異質の存在なのである。したがって、定住外国人は、これまでのように日本社会で差別される対象=客体、マイナスの存在なのではなく、定住外国人が日本人と協同して地域社会を良くしていく創造的主体、プラスの存在である、という矜持をもつべきである。

13) 徐龍達編『韓国・朝鮮人の現状と将来』（社会評論社、1987年）本文および282-294頁の人権擁護運動関係年表を参照。

14) 徐龍達編・前掲『定住外国人の地方参政権』 ii 頁。この「差別火山列島」も筆者の造語である。

日本人にいつまでも差別されるかわいそうな、悲しい存在なのではない。定住外国人として義務を果たし、堂々と胸をはって権利を主張して生きぬく地域社会の主人公なのである。その主人公が、地域社会の構成員として地方参政権をもつことは至極当然のことである。

次に、日本の真の国際化、多民族社会の実現のためにも、定住外国人の地方参政権の獲得が要請される。

世界はいま、新しい国際関係を模索する歴史的な転換期を迎える、各国が国境と国籍のカベを克服しようと努力している。その際、国際化や国際友好関係の確立が、国家の主導すべき事業だと考えられた時代はもはや過去となり、国際活動の主体としての地方自治体の役割が、大きくクローズ・アップされてきた。すなわち、自治体相互の姉妹都市関係、民間の企業对企业の提携関係、外国人住民対日本人住民の交流など、国際化時代の檻舞台はたしかに拡大されている。ここにも「三割自治」の現状から早く脱却して、眞の地方自治を確立すべき社会的要請がある。これらのいわば「外向きの国際化」に対応して、地域社会の活性化のための「内なる国際化」も、外向き以上に重要なものとして認識されるようになった。

いま、地方自治体に要請されている「内なる国際化」への課題は、たとえば地域社会構成員としての定住外国人の参政権、地方公務員採用、審議会等行政への参加、教育行政、外国人登録の住民基本台帳化、一般外国人労働者の処遇など多彩である。これらの諸問題に対して自治体は、政府の指揮による「管理」「統制」の手助けに終始するのではなく、主体的に「内なる国際化」政策を確立すべきときである。

すでに大阪府では「在日外国人問題有識者会議」を92年10月、企画部内に発足させた。日本人5名、外国人4名の委員が定住外国人にかかる諸方策について意見を述べる機会が設定されている。また大阪市では、94年11月に市長の諮問機関として、「外国籍住民施策有識者会議」が設置され、日本人と外国人各7名の委員が具体的な提言をなしうるよう運営されている。

さらに、川崎市では94年10月に外国人市民代表者会議が発足、日本人4名、外国人2名の委員構成で、それは自治体の政策立案に意見を間接的に反映させるドイツ・ヘッセン州の制度を倣ったという。だが、これらはまだ法的裏付けがないため、議会や行政にどれだけの影響力をもつのかとの意見も出ている（いずれも資料9を参照）。

さらに、日本の国際化にとって国際人権（international human rights）の潮流はとどめようがない情勢にある。第二次世界大戦後、国連で採決された世界人権宣言と国際人権規約は、あらゆる個人に人権と基本的な自由を差別なく保障している。一国の経済、文化、社会の発展に定住外国人が大きく貢献するようになった今日、「自律性と人間の尊厳を実現するための最善の手段として、選挙権・被選挙権の付与の検討がはじめられなければならない。」¹⁵⁾けだし、参政権が権利として主張されるようになった歴史的過程は、西欧諸国における市民国家と民主主義の成立・発展の過程であり、その西欧諸国で近年、地方参政権が定住外国人にも認められ、それが拡大されつつあるからでもある¹⁶⁾。

筆者が地方参政権の獲得を「戦略的人権擁護運動」として位置づけたのは、大学で学んだドラッカーの『断絶の時代』（P. F. Drucker, *The Age of Discontinuity*）の影響もある。目前の差別状況に対して、いくども「戦術」を考えつつ30有余年間闘ってみたが、所詮、日本はデシンがありすぎる「差別火山列島」であることがわかった。息子や孫の代まで同じ市民運動を強要したくはないところから、まさに「断絶」の発想で地方参政権に取り組んだものである。もちろん、取り組みの当初は、法的に可能かどうかは一切考慮しなかった。日本国は完全

15) 萩野芳夫「外国人の定住と政治的権利」徐龍達編・前掲書、135頁。

民族差別と闘う連絡協議会『在日韓国・朝鮮人の補償・人権法』（新幹社、1989年）112-114頁参照。

16) 江橋崇「ヨーロッパにおける現状」、広渡清吾「ドイツにおける外国人の地方参政権」、徐龍達編『共生社会への地方参政権』、241-261頁、および205-240頁を参照。

な法治主義の国ではなく、ある面ではご都合によって法の解釈を曲げる国であり（たとえば、憲法第9条のように）、官僚主導の俗称「通達国家」でもあるところから、必要な権利は闇い取るという気構えでスタートしたものである。その場合、日本人の誰もが不可能だと考えていた國公立大学の外国人教員任用運動を、10年がかりで達成した「自信」がわたしにはあったのである。したがって、この地方参政権もかならず達成できると考えている。

最近、文部省からFAX送信された外国人教員の任用資料では、国立大学だけでも859人の外国人が採用されている（94年7月現在）。彼らはすべて一般職国家公務員であり、広義に考えれば、このような公務就任権も参政権の範疇に入るので付記しておこう。

「戦略的人権擁護運動」については、いち早く岡崎勝彦教授が関心をもち、要約しておられる¹⁷⁾。その内容は、定住外国人概念の確立、国民概念の拡張、そして創造的な「共生」の主体として、外国籍をもつ日本「国民」として生きる運動ということである。とりわけ「国民」の解釈によっていくつかの参政権裁判が敗訴になっているので、これまでの私見を加筆・再録することにしたい。

6. 「国民」概念の再検討と拡大

周知のように、地方自治法第10条は、その地に居住する者を「住民」とし、所得税法も1年以上居住する個人に納税の義務を課している。憲法第30条、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」の国民の中に定住外国人を含めている。徴収するときは、いずれも日本国籍を問わず、権利について定住外国人が主張をしたときに日本人は国籍をもちだすことが多い。たとえば、戦傷病者戦没者等援護法にも国籍条項がある。旧日本帝国軍人として戦死したり戦傷を負うた韓朝鮮人や台湾人の元兵士たちに、この法律は1円も支払えないようにな

17) 岡崎勝彦「定住外国人と地方参政権——戦略的人権擁護運動論に即して」徐龍達先生還暦記念委員会編・前掲書、686-689頁。

っているが、この悪法を改正する運動をする議員が一人もいない日本人に、道義心、人間性を疑いたくなるというものである。次のような新しい「国民」の解釈に賛同されるなら、日本人に道義心がよみがえることになろうし、また裁判官も常識ある人間としての評価を受けることになろう。敗戦後50年にしてなおも、平和憲法に謳われた「法の下の平等」がうら悲しく響く。以上は日本在住53年生の厳しい所感の一端である。

さて、地方参政権のみならず、いろんな方面で次の国民「概念」が理解されるようになれば、日本の国際化も一段と推進されるにちがいない。筆者はまず、「定住外国人」概念を確立し、在日外国人を定住外国人と一般外国人（=短期滞留の非定住外国人）に区分する。そして、日本国籍保持人である日本人と、外国籍保持人である定住外国人の両者を、正しい意味で拡大された社会構成員としての、日本「国民」であると考える¹⁸⁾。つまり、日本人プラス定住外国人＝日本「国民」である。

これまで、定住外国人に参政権を認定できない論拠は、「国民主権」の原理にあるとするのが通説であった。しかし、「国際人権」の潮流にしたがい、国籍基準から居住歴・住民性基準へと、定住外国人の処遇は大きく転換することになった。国際人権は、人権を国際的な保障のもとにあらためて把握しなおし、内国・外国の人間平等を国際化レベルで、しかも国際的な相互理解のもとで実現させようとする考え方である。定住外国人も当然「国民」扱いされる。世界人権宣言で規定された「すべて人間は社会の一員として」の保障を受ける権利があり、内外人平等をよりいっそう鮮明に表現した国際人権規約を遵守することも、世界の潮流に合致した態度であるといえる。

筆者が「国民」概念の再検討と拡大を主張するのは、次の二つの論拠からである。すなわち、第一に、敗戦後の日本を占領した連合国の総司

令部（GHQ）から呈示された憲法草案の「国民」の原文は、第10条の「日本国民」（a Japanese national）を除いて第12条（the people）、第13条（all of the people）、第15条（the people）そのほか第79条2項、第96条などすべてが people（日本人民・住民）であって、現行憲法の英文訳もそうなっており、「日本国籍を有する者」とはなっていない¹⁹⁾。アメリカ社会における people は、もともと居住地民族を包括する概念であるが、日本側においてこれを国籍で制限された国民に矮小化したのである。したがって、憲法上の国民概念を本来のピープル（人民、住民）に解釈し直すならば、定住外国人という権利主体もその疇間に属することになる。そこで、拡大された「国民」は、「国籍をもつ住民」ではなく、「国を構成する住民」（徐説）となる。このことから、国籍概念の相対化も視野に入ることになる。

第二に、国際人権の潮流を正しく把握するならば、「国民」には国籍概念は伴わない。「内外人平等」を旨とする国際人権規約のB規約第25条は、「すべての市民」に「直接に、または自由に選んだ代表者を通じて、政治に参与すること」を認めている。「すべての市民」（every citizen）は、その権利主体を決して「国籍を有する国民」とはしていない。人権の世界的潮流を生みだした「世界人権宣言」のいう「すべて人は社会の一員として」の保障を受ける権利があることを日本が認めるべきである。

もともと「国民主権」の考え方とは、君主＝国家とする「君主主権」の考え方に対する対抗原理として主張され、市民革命の理論となりえたものである。浦部法穂教授は「国民主権」の意味を検討されたのち、「国民主権原理」にいう『国民』は、当然に外国人を排除するというものではない」と明快に述べておられる²⁰⁾。つまり、「国民主権」の原理をもういちど解釈しな

18) 徐龍達編著『韓国・朝鮮人の現状と将来——「人権先進国・日本」への提言』（社会評論社、1987年）26-28頁。

19) 浦部法穂「日本国憲法と外国人の参政権」、徐編『共生社会への地方参政権』94頁、および藤木・金子・新堂編『法律学小辞典』〔増補版〕（有斐閣、1986年）315頁。徐龍達「外国人に参政権を」朝日新聞1991年1月13日付「言いたい・聞きたい」欄。

おしてみれば、それは「国家政治の根本的な仕事を国民が決定する権利」だと考えられる。その具体的な内容は、憲法の制定と改正、国會議員の選出などであろう。

これに対して、地方自治体の行政は、その地方に住む人々が、その都道府県、市町村の運営を決定することである。したがって、その地方を構成する住民が主人であって、国籍=国民が主体になるのではない。「国民主権」と「国籍」とが不可分の関係にあるとしても、「国民主権」の原理の前に「国籍」があったわけではない。主権者である住民が先にあって、後から「国籍」が付与されたというのが歴史的事実ではないか。いまや「国民主権」は、民主主義の原理と同じ意味をもつ「住民主権」にとってかわるべき時代を迎えたことを認識すべきである²¹⁾。

以上の解釈からすれば、定住外国人、とりわけ歴史的経緯のある韓朝鮮人は、地方参政権を憲法上保障されていると考えられる。また、選挙権が憲法第13条の幸福追求権に基づきづけられており、それは国や地方自治体の政治的な決定に従わざるをえない社会構成員である定住外国人個人に対しても、等しく保障されなければならない。それは日本の民主主義の根幹にかかわる問題である。

要するに、日本人と等しく納税の義務を果たし、同じ地域社会の構成員である定住外国人が人権保障を受ける権利を、日本側が制約しうる正当な論理は見出し難いのである。「代表なきところに課税なし」の理念は、18世紀初頭以来イギリスで合意をみた近代立憲民主主義の基本原則である。最近の国会で「政党助成法」が成立し、1995年1月1日から施行されることになったが、その内容は「国民1人当たり250円を政党に助成する」ものであり、この「国民」の中にも定住外国人が含まれているので、当然、

20) 浦部法穂『憲法学教室Ⅱ』（日本評論社、1993年）200-207頁。

21) 江橋崇・久保孝雄・徐龍達・中井清美「定住外国人の人権と自治体」〔座談会〕季刊自治体学研究第44号（神奈川県自治総合研究センター、1990年3月）4-15頁。

われわれは日本人と平等な権利を要求すべきである。さもなければ、税負担の公平が崩れることになる。

7. アンケート調査による賛成比率

地方参政権問題は、すでに憲法などの解釈論争の域を脱して、実行への意思と立法政策の段階に移行した感が深い。この問題に関する地方自治体の政府あて意見書の採択は、94年12月に入り、急激な増加を見せた。それは韓国民団の組織をあげての働きと、神奈川県やその他の地域での任意団体の働きによるところが大きい。韓国民団中央本部国際局の調査によると、1995年3月13日現在での採択議会数は計201自治体に及んでいる（資料6・7参照）。

これを採択議会の件数でみれば、①福岡31、②長野19、③滋賀19、④大阪16、⑤神奈川15がベスト5である。また、これらを採択比率でみれば、①神奈川39.5%、②滋賀37.3、③大阪35.6%、④福岡30.6%、⑤富山16.7%である。神奈川のトップは、促進協議会の李鍾大会長、朴昌憲常任参与らの熱意の賜である。定住外国人の多い大都市のうち、やや遅れ気味なのは、東京、千葉、愛知、兵庫、広島などである。

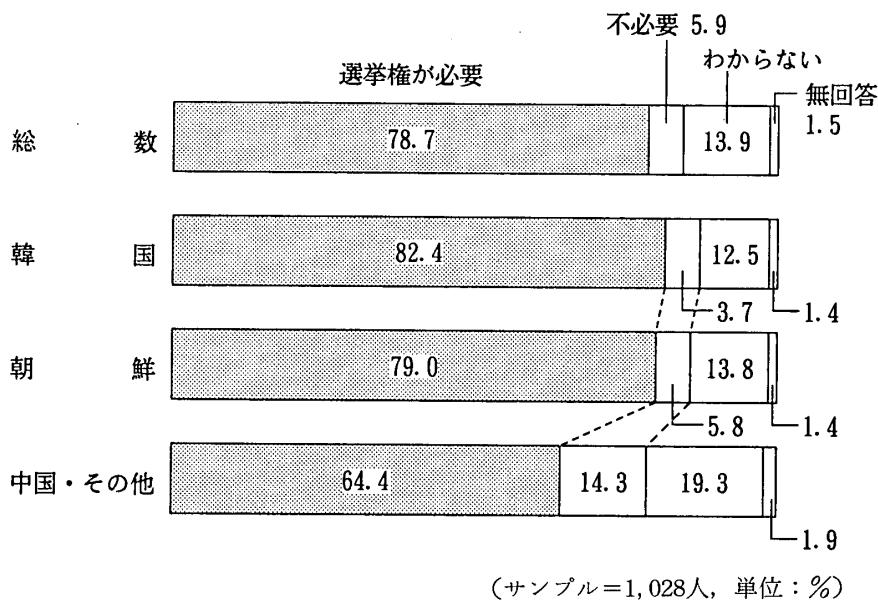
このような実績が比較的短期に達成できたことは、地方参政権に対する日本「国民」（=日本人+定住外国人）らの関心の高さがその背景にある。ここでいくつかのアンケート調査を順次にたどってみよう（ただし徐編『定住外国人の地方参政権』24-30頁掲載分は割愛する）。

[1] 神奈川県内在住外国人実態調査

この調査はやや古いけれども、県内の韓朝鮮人と中国人のうち、1984年9月1日現在で満20歳以上の男女を母集団とし、無作為抽出で、調査方法は訪問面接聴取法によっている。調査対象2142人、有効回収は1028票で、48.0%の回収率であった。韓朝鮮人の内数は866人、中国人は161人であった²²⁾。

22) 金原左門・田中宏ほか『日本のなかの韓国・朝鮮人、中国人』（明石書店、1988年）234-235頁、および345頁。

図1 選挙権と国籍



Q 73A 県や市の長や議員を選ぶ選挙権

	合計	必要	不必要	わからない	無回答
合計	1028	809	61	143	15
	100.0	78.7	5.9	13.9	1.5
韓朝鮮小計	866	704	38	112	12
	100.0	81.3	4.4	12.9	1.4
中国その他小計	161	104	23	31	3
	100.0	64.6	14.3	19.3	1.9
国籍無回答	1	1	—	—	—
	100.0	100.0	—	—	—

Q 73B 協議会・審議会の委員に外国人を加えること

	合計	必要	不必要	わからない	無回答
合計	1028	766	35	216	11
	100.0	74.5	3.4	21.0	1.1
韓朝鮮小計	866	653	22	182	9
	100.0	75.4	2.5	21.0	1.0
中国その他小計	161	112	13	34	2
	100.0	69.6	8.1	21.1	1.2
国籍無回答	1	1	—	—	—
	100.0	100.0	—	—	—

ここで、[県政参加について (Q73)] の質問と結果を紹介してみよう。

この調査では、自治体行政への参加ということで、とりあえず、「県、市の長や議員を選ぶ選挙権」(Q73A) と「各種審議会の委員に外国人を加えること」(Q73B)について、意見をきいている。84年当時、さまざまな差別を撤

廃し、内外人平等の原則を拡大することに異論はなくとも、こと選挙権となると必ずしも充分な論議が煮つまっていないように思われる。しかし、本調査の結果を見ると、かなり高い比率(78.7%)で「必要である」との回答になっている。質問紙を作る過程では、「選挙権」については意見が分かれて、「審議会」については

まとまるのでは、という予想をもたなかつたわけではないが、結果を見ると逆になっている。考えてみると、審議会というのは影もうすいし、具体的な実効という点でも期待が抱けないということは、日本人から見ても同じであることに気づいたという。

次に、自治体選挙権と国籍に関する図1を紹介しよう。

他の行政への要望は、差別のきびしい朝鮮籍の方が韓国籍よりやや高い数字を示しているが、自治体参政権については、逆の反応を示している。また、中国籍がかなり低くなっているのは、新規入国者の比率が高いことの反映であろう。それは、住民としての定着性の問題だと思われる。

なお、この設問には国政参政権にはふれていないが、朝鮮籍者が79%も地方選挙権に賛同されていることで珍しい調査である。韓国籍は82.4%が賛成している。朝鮮総連は参政権に反対の立場を表明してきたが、一般世論（朝鮮籍者）はそれとは無関係であることがわかる。

[2] 日本選挙学会による新しい調査

日本選挙学会（田中靖政会長）では、1989年からプロジェクトを発足させ、「選挙研究シリーズ」を順次発行している。同学会が91年4～5月の間、韓国民団中央本部の協力を得て、したがって韓国籍だけを対象に、郵便投票による調査を行なった。郵送2019名のうち、442名が回答、回収率は22%と低かった。回答者の87.3

[表1] 在日韓国人の選挙権・被選挙権について
(数字は% ; N = 442)

地方選挙の選挙権	認められるべきである	97.5
	認められる必要はない	0.9
	無回答	1.6
国政選挙の選挙権	認められるべきである	78.7
	認められる必要はない	15.6
	無回答	5.7
地方選挙の被選挙権	認められるべきである	75.3
	認められる必要はない	13.8
	無回答	10.9

(日本選挙学会「選挙シリーズ」No.8)

%が男性で、40歳台以上が圧倒的で、大学卒27.8%であり、主として個人事業主と会社団体役員が62%を占めた。

設問は、「在日韓国人として最も緊急に解決されるべき問題は?」に対して、①地方選挙権を得ること：74.2%，②公務員採用への門戸を開放すること：73.1%，③民間企業への雇用を促進すること：30.3%，が上位を占めた。次いでの設問が「在日韓国人の選挙権・被選挙権について」であって、その集計は表1のとおりであった。すなわち、地方選挙の選挙権は97.5%が認めるべきだと答えている²³⁾。これは日本社会の政治的成熟と無縁ではない。

なお、同時に回答を求めた「韓国の国政選挙権の取得」については、37.1%しか賛成がなく、その取得に消極的であることが判明した。

このように、定住外国人の地方参政権問題について、日本人研究者の集団である日本選挙学会が自発的に調査研究に取り組まれたことに敬意を表したい。

以上の2項の調査は韓朝鮮人、中国人らの定住外国人の意思を知る資料となろう。少なくとも、3分の2以上の韓朝鮮人は、地方参政権に賛成である。現在のところこれ以上のより詳細な調査については筆者は見聞していない。

次に、日本人社会の世論を知るデータを新聞社等の調査から引用し紹介したい。

[3] 『毎日新聞』『朝日新聞』『京都新聞』による世論調査

「参政権に前向きの論議を」という社説が『毎日新聞』を飾ったのは94年1月8日付で、ちょうど、さきがけ島根がわたしの造語「定住外国人」概念をもとに外国人の入党を認めた翌日であった。論旨は定住外国人の基本的人権を保障しつつ、民族の主体性を参政権運動のなかでどう位置づけるか、問題提起も含め、「共生社会」めざして前向きの論議を訴える社説の格

23) 日本選挙学会編『民主的選挙制度成熟へ向けて』(北樹出版、1992年7月) 17-18頁。徐龍達「定住外国人の地方参政権運動の展開」飯沼二郎『足もとの国際化』(海風社1993年) 350-351頁。

[表2] 定住外国人の参政権に対する地方自治体議長の賛否

都道府県議長

地方	国政	地方	国政
北海道	×	滋賀	○ ○
青森	△ △	京都	○ ×
岩手	不 在	大阪	○ ○
宮城	△ △	兵庫	○ ×
秋田	不 在	奈良	○ ○
山形	× ×	和歌山	× ×
福島	× ×	鳥取	△ △
茨城	△ △	島根	× ×
栃木	△ △	岡山	△ △
群馬	○ ○	広島	○ ○
埼玉	○ ○	山口	× ×
千葉	× ×	徳島	△ △
東京	△ △	香川	△ △
神奈川	○ ○	愛媛	× ×
新潟	× ×	高知	× ×
富山	△ △	福岡	△ △
石川	○ ○	佐賀	○ ○
福井	△ ×	長崎	△ △
山梨	○ ○	熊本	△ △
長野	○ ×	大分	× ×
岐阜	× ×	宮崎	△ ×
静岡	× △	鹿児島	× ×
愛知	△ △	沖縄	不 在
三重	△ △		

政令市議長

地方	国政	地方	国政
札幌	× ×	京都	△ △
仙台	○ ○	大阪	△ △
千葉	△ △	神戸	△ △
横浜	△ △	広島	△ △
川崎	○ △	福岡	○ ○
名古屋	△ △	北九州	○ ○

○は賛成（条件付き含む）、×は反対、△は「ノーコメント」「議長として答えられない」など。

（『毎日新聞』1994.1.17）

調は高かった。すぐさま『毎日新聞』は都道府県政令市の実態調査に入り、1月17日には「議長の3割が賛成」、「反対意見上回る」の記事が紙面に躍る。地方参政権運動は大いに鼓舞された。あの段階で、全国47都道府県と12政令市の議長たちが3割も賛成意見を表明されたことは

大いなる力であった。「人権保障の確立」（北九州市）、「納税者として当然の権利」（京都府）などがその主な理由であった。

引き続いて、さきがけ島根が法案作成のうえ国会へ提出する動きが5月12日付『毎日新聞』に報じられ、また共生への哲学「アジア市民」も5月16日付「憂楽帳」欄に取りあげられた。

その間、『朝日新聞』は春の3月にふさわしく、全国の有権者3千人を対象に世論調査をしていたのである。3月9日に公表され、定住外国人に地方参政権を認める人が47%，認めない人が41%，反対よりも賛成が多いことも地方参政権運動に大きな励みだった。とくに近畿では容認が57%と、反対の31%を大きく引き離していた。ことに若い世代に容認の傾向が強く、全般的には「西高東低」のパターンが読みとれた。さらに注目すべきことは、政党の態度表明にあった。すなわち、与党支持者が容認53%，反対38%だったのに対し、自民党支持者は容認38%だったのに反対が51%と逆になり、また共産党支持者は容認63%，反対が25%であった。日本の自民党と交流が深く、野党とは疎遠であった韓国民団中央本部は、自民党中央の姿勢を再考すべきではなかろうか。

続いて、『毎日新聞』西部本社が地方選挙参加に対する賛否を調査した。『朝日新聞』の世論調査より4ヶ月新しいだけ、世論はかなり改善され、「参加」容認61%が反対23%を大きく上回った。『朝日新聞』による94年2月調査と『毎日新聞』による94年6月調査とを比較してみれば、前者では地方参政権を「認める」41%（九州）、45%（中国・四国）に対し、後者では選挙に参加すべきだと「思う」61%（九州・山口）となって、かなりの上昇がみられる。また前者で地方参政権を「認めない」42%（九州）、44%（中国・四国）に対し、後者では「思わない」は23%どまりであり、これまた理解の増進がみられる。とくに後者で選挙参加承認に20歳台で73%，30歳台で71%，40歳台で65%の数値が示されたことは、若年層が異質な文化、相違するものを認め、自らが「アジア市民」に脱皮しようとする動きを示すものとして評価し

質問と回答 (数字は%)

◆日本に長く住み、地域社会で日本人と同じように生活している外国人にも日本の選挙に参加する権利を認めるべきだ、という運動が起こり、そういう権利を認めるよう政府に要望する決議が地方議会で出ています。あなたは、こうした動きを見たり聞いたりしたことがありますか。

ある	38
ない	60
その他・答えない	2

◆いま日本では、在日韓国・朝鮮人の人たちは選挙で投票したり立候補したりすることが認められていません。日本人と同じように地域社会に住み、税金を払っているのだから、地方の選挙に何らかの形で参加する権利を認める方がよいと思いますか。それとも、日本の国籍がない以上、認めない方がよいと思いますか。

認める方がよい	47
認めない方がよい	41
その他・答えない	12

図2 地方参政権を認めるか

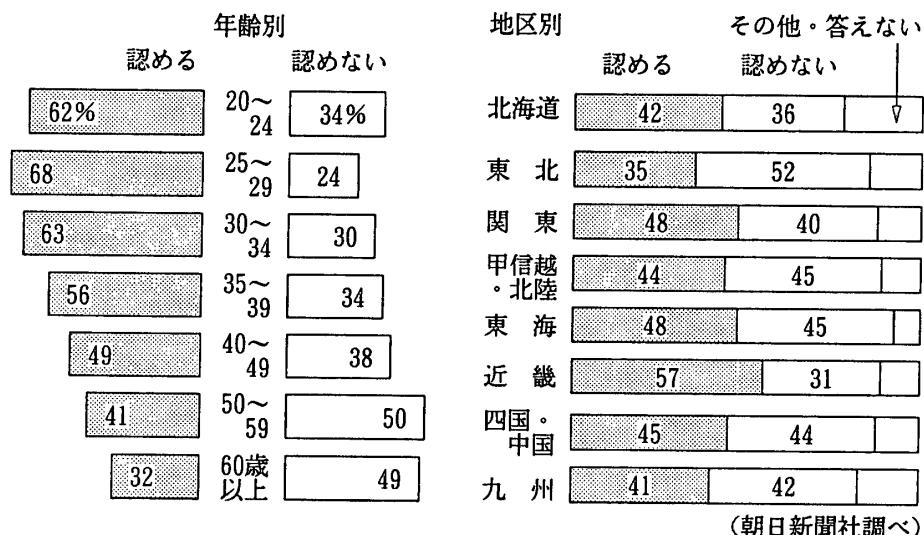
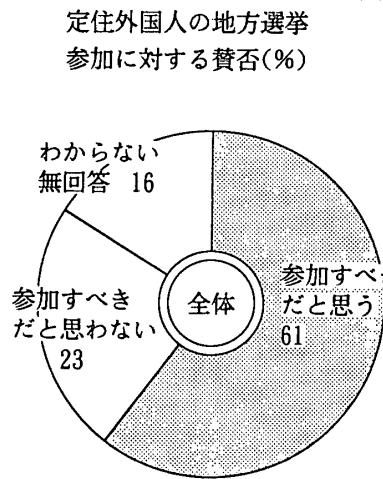
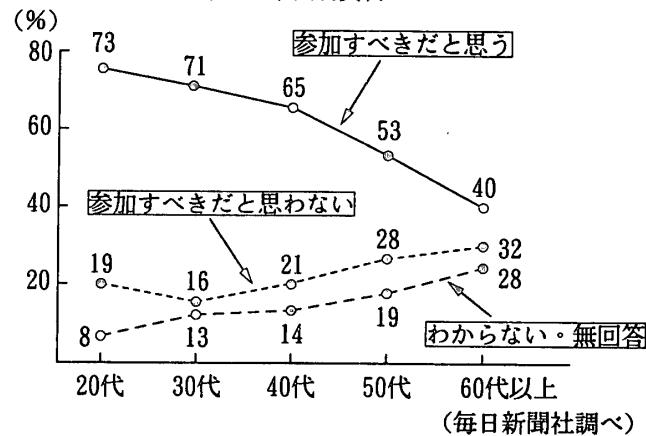


図3 定住外国人の地方選挙賛否調査

定住外国人の地方選挙
参加に対する賛否(%)

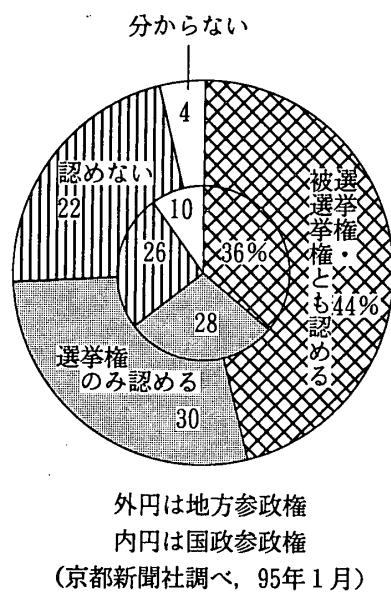
てよからう²⁴⁾。

さらに、京都新聞社が95年1月に実施したア

24) 徐龍達「地方参政権は住民の権利」よろん通巻30号(毎日新聞社、1994年6月)17頁。同テーマで、韓国新聞1994年7月19日付「論壇」に転載。

ンケート調査では、京都府と滋賀県の有権者270人対象の小規模調査ではあるが、地方参政権については44%が認める回答、認めない22%の2倍に達していた(図4)。だが、国政参政権については、否定的回答が増え、賛成は36

図4 定住外国人の参政権



%にとどまっている。なお、地方参政権について年齢別にみれば、20代では58%が容認したのに対し、天皇制教育を受けた60代は15%にすぎなかった。

地方参政権を認める理由は〔図5〕のとおりで、やはり納税の義務を果たしているが、47%で多く、地域社会の構成員性について、34%が認めている。今年から、外国人も含めて一人あたり250円の政党助成が行われるので、日本人との区別はいっそう困難になりそうだ。一方、選挙権のみを認める考え方の人もいるが、民主主

義の基本である参政権の表裏一体を理解していないうらみがある。

いま地方参政権運動は、韓朝鮮人側の働きかけによる地方自治体決議の拡大、定住外国人の選挙権や財政負担能力を視野に入れた各政党の入党承認、裁判による運動支援者の拡大、マスコミの支援、在日党によるインパクトなどで拡大途上にあり、21世紀までに達成できる勢いである。

8. 本名常用運動と「アジア市民」への道

新党さきがけ島根が、定住外国人の入党を承認した1994年1月7日のあと、実はいまひとつの参政権運動上欠かせぬ記録がある。日本の有力宗教団体・創価学会の池田大作名誉会長が、同月26日「SGIの日」に、「人類史のあした世界精神の大光」と題する提言を『聖教新聞』に発表した。その中で池田名誉会長は在日韓朝鮮人の人権に配慮され、「基本的人権の骨格である参政権が、日本で永住権を認められたこれらの人びとに与えられていないこと」にふれ、「さまざまな差別と迫害のなかで生きてきた方々の人間としての基本的な要求を実現していくことが大切だと考える」と明言された²⁵⁾。この提言が公明(党)を中心に各層に拡がることも視

地方参政権を認める理由

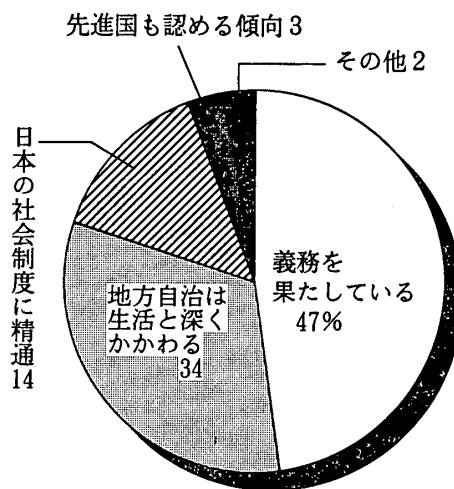
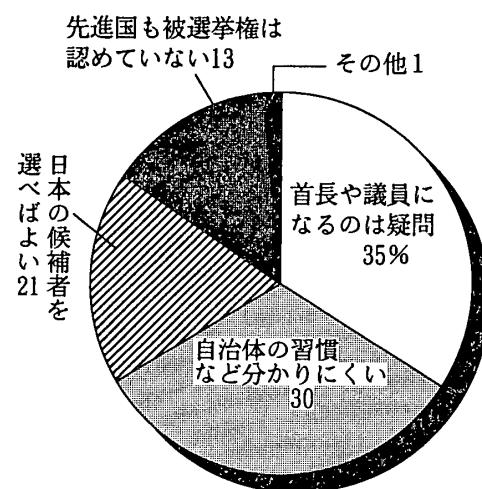


図5

地方参政権を選挙権のみ認める理由



25) 池田大作『人類史の朝 世界精神の大光』(創価学会広報室、1994年3月) 52-54頁。徐龍達「ア

ジ市民への道——日本人の心と国籍のカベをなくせ』聖教新聞1994年9月1日付「文化」欄を参照。

野におさめておこう。

ごく最近の朗報としては、1994年10月25日、アルゼンチン政府が外国人登録をして10年以上居住の18歳以上の男女に選挙権を与えると発表したが、国政か地方参政権かは不明である。いまひとつは、ブリュッセルで1994年12月19日に開かれた欧州連合（EU）外相理事会で、EU市民であれば域内のどの国に居住していても、地方参政権行使できることを定めた規則を承認した²⁶⁾。こうして世界のいろんな地域で、地方参政権は定住外国人に拡がりつつある。

本稿を結ぶにあたり、まず韓朝鮮人として民族の扱い所、アイデンティティ確立の方法を考えてみよう。わたしは「本名常用」と「本名表札」の使用の「チャギチャッキ（自己回復）運動」を地方参政権運動とリンクして今からでも全国化するように提起したい。本名の使用は自己同一性、アイデンティティ確立のうえで最も重要な営みである。本名を名のれないことは自己の人格を歪め、自己を自ら否定することになるから、人間としての、また民族としての主体性を確立することはできない。

最新の韓国青年意識調査（1993年6月から9月まで）によると、本名と通名（日本式氏名）の使用実態は次のとおりであった²⁷⁾。

1　まったく通名だけ	281 (35.3%)
2　ほとんど通名	241 (30.3%)
3　通名の方が本名より多い	100 (12.6%)
4　同じくらい使い分けている	45 (5.7%)
5　本名の方が通名より多い	30 (3.8%)
6　ほとんど本名	48 (6.0%)
7　まったく本名だけ	51 (6.4%)
無回答	4

上の1, 2, 3を合わせると、全体の8割弱となる。それに対して、上記の5, 6, 7を合わせても2割にみたない。このような実態から、

26) 毎日新聞1994年10月27日付、および同紙1994年12月21日付の記事。

27) 在日韓国青年会『第三次在日韓国人青年意識調査中間報告書』（1994年）。

なお、福岡安則『在日韓国・朝鮮人——若い世代のアイデンティティ』（中央公論新書、1992年）を参照。

民族性の風化が嘆かれているわけであるが、それを放任するのではなく、親たちの方から積極的に努力することによって、たとえば自らが本名を使う経営者に脱皮する主体性のある、それこそ自信をもった生き方を子供たちに示すべきである。地方参政権の獲得が「日本人に同化」するのではなく、上記の実態を放任すれば、同化が進行する、ということであり、むしろ地方参政権の獲得運動に「本名常用」運動を結合させることにより、韓朝鮮籍をもった定住外国人としての主体性のある生き方を築きあげよう、と主張するものである。

それでは、どのようにすれば本名を常用する韓朝鮮人を増やすことができるのだろうか。これについては、前述の実態調査にかかわった埼玉大学教授・福岡安則氏と大阪大学大学院・金明秀氏の示唆に富む要約があるので紹介しよう。

(1) 「広い意味での民族教育」を多く受けること。民族としての誇りを獲得するから。

(2) 「民族団体への参加経験」のある人に。団体の中で自然に本名を呼びあうようになるから。

(3) 「両親の民族意識」が強いほどよい。子供たちに韓朝鮮固有の名前をつけたり、本名を名のことの大切さがわかるから。

「本名の常用」のほかに筆者が「本名の表札」使用を訴えているのは、自己の主体性確立はもとより、周辺の日本人たちにそのことを明示することにより、日本人の国際感覚を涵養しうること、日本人の周囲にかくれていた定住外国人が、実は金さん、朴さん、李さんだったということを知ってもらうことの意味も大きいのである。韓国民団、その他の諸団体・個人もぜひ筆者の提案を実行してほしい。さきに金弁護士は、民族主体性の確立を本国の国政参政権にリンクさせて達成しようと主張したが、韓朝鮮人の合意をえるにはかなりの難関が予想されるし、そのこと自体が地方参政権運動の妨げになると考えられるからわたしは反対した。しかし、在日同胞の民族主体性の確立、韓朝鮮人としての意識を覚醒させることの必要性はまったく同感

である。それを筆者は「本名常用」「本名表札」運動にリンクして考えたのである。

今から21年前の拙稿「“不実”韓国人からの脱却」(『季刊まだん』第2号、1974年2月)以来、折にふれてこの問題を提起しているが一般化していない。もちろん、日本社会には本名を名のりにくく差別構造があることは事実で、日本人の意識改革と多文化社会の構築などの課題はあるにせよ、通名の常用を日本人の排他性のせいにしてはいけない。諸般の事情で帰化した者が、「日本籍」韓朝鮮人として「民族名をとりもどす会」(鄭良二会長)を組織し、1993年まで裁判闘争によって本名を取り戻すというすばらしい生き方が輪を広げている。²⁸⁾ 鄭琪満、李周鎬、宋喜久子、金平雄、朴実、尹照子、盧佳世、陳太一氏らの努力に敬意を表したい。1995年は光復(独立)50年にあたる。日本帝国時代の「創氏改名」の残滓から抜けきらずになんの自己確立がありえようか!! 韓朝鮮人としての心からの独立、一人ひとりが「創氏改名」の就縛から解放される50年目にしたいものである。

「心にふたたび8.15の灯」を点そう!! 韓朝鮮人が子供たちに与える最も偉大な遺産は、民族の出自を明示する「本名」である。

次に、日本人に訴えたい。一言でいえば、過去の「侵略」行為を率直に認めその清算をすませて、アジアで尊敬される「アジア市民」に脱皮してほしいのである。本稿でふれたいいくつかの世界の潮流、経済的にも、文化的にも、政治的にも、伝統的な「国民主権」「国民国家」は破綻に瀕していることを知るべきである。救いの道は、「国民」概念の拡大によって、定住外国人と「共生」しうる地域社会を築くことである²⁹⁾。日本が「国際国家」を志向すべきこの時代に、民族の違い、国籍のカベを克服して、定住外国人を同じ地域社会の構成員として認め、拡張された新しい「国民」同志が連帯しうる、新しい「アジア市民」への哲学を樹立すべきではないか。欧州連合にみる「ヨーロッパ市民権」の確立は、日本人にとって多くの示唆を与えていることを見逃してはならないであろう²⁹⁾。

- 〔資料〕 1. 岸和田市議会の地方参政権決議(第1号)と決議要請文等
 2. 外国人入党の論拠(新党さきがけ)
 3. 外国人の地方参政権のための立法措置に関する基本的考え方
 4. 「地方自治法及び公職選挙法の一部を改正する法律(案)」要綱
 5. 共生社会のための決議(さきがけしまね)
 6. 地方参政権に関する意見書採択・地方別一覧表(韓国民団)
 7. 地方参政権に関する意見書採択順・自治体一覧表(韓国民団)
 8. 在日韓国人子孫に対する法的地位保障促求決議文(韓国国会)
 9. 大阪・川崎にみる定住外国人の住民参加への胎動
 10. 最高裁判所による地方参政権判決要旨

28) 徐龍達「探ろう“共生”への道、国籍や人種を超越して」朝日新聞1990年3月23日付夕刊「文化」欄。同「定住外国人の地方参政権」都市問題第83巻第6号(1992年6月)48頁。

29) 徐龍達「定住外国人の地方参政権——『住民主権』に移行を——」日本経済新聞1995年3月13日付夕刊「時論／自論」欄。

〔資料1〕

**岸和田市議会の地方参政権決議
(第1号)と決議要請者の声明文**

**定住外国人に対する地方選挙への参政権など、
人権保障の確立に関する要望決議**

人権の保障は、世界の平和と安全につながるものであり、日本国民の願いである。

人権の国際化が叫ばれ、「内外人平等」をうたった国際人権規約など、国際法の批准により定住外国人の待遇は、徐々に改善されている。

しかし、生来的にすでに地域社会の構成員となり、納税義務を負っているにもかかわらず社会保障制度や選挙権などについては、日本国民と同等になっていないのが現状である。

よって、本市議会は、政府に対し、定住外国人に対する社会保障制度や地方選挙への参政権など、人権保障の確立を強く要望する。

以上、決議する。

平成5年9月9日

岸和田市議会

**定住外国人に対する地方選挙への参政権など
人権保障の確立に関する決議要請について**

私たち定住外国人は、過去の不幸な戦争などにより、人為的に日本に居住を余儀なくされ、またその子孫として、日本国民と同様、納税の義務はもちろん、地域住民として、善隣、友好を深め、地域社会の一員としての役割を担っています。

とりわけ、在日外国人に対する在日韓国・朝鮮人の割合は、大阪府下では、84.7パーセント、本市では86.0パーセントを占めています。

日本国憲法では、法のもとの平等を、また人権の国際化が叫ばれ、国際人権規約など国際法でも、内外人すべて平等とうたわれています。

国際法の批准により、定住外国人の待遇は、国民健康保険の適用を受けるなど、徐々に改善されてはおりますが、国民年金などの社会保障制度、また選挙権などについては、日本国民と同等になっていないのが現状です。

去る6月29日大阪地方裁判所において、定住

外国人の地方参政権について、憲法規定を理由に認めないとの判決がありましたが、一方で裁判長は、「地域社会の重要な構成員である定住外国人が自治体の政治、行政に参加できないことを不当と考えるのも一面もっともだ」との原告の訴えに一定の理解を示されました。

人権の保障は、世界の平和と安全につながるものであり、私たち定住外国人の人権問題に関してご理解をお願いし、社会保障制度や地方選挙への参政権など、人権保障の確立をめざして、貴議会において決議いただきますよう要請申し上げます。

1993年8月2日

岸和田市議会議長 寿一誠 殿

大阪府岸和田市箕土路町1丁目4番22号

金 重根

大阪府岸和田市箕土路町1丁目6番26号

金 治雄

声明文

この場を、お借りして、本日決議された、「定住外国人に対する地方選挙への参政権など、人権保障の確立に関する要望決議」に対し、

岸和田市議会議長、寿一誠先生、岸和田市議会日韓親善友好議員連盟会長、吉良良一先生、岸和田市議会議員の皆様、心から敬意を表するとともに、感謝を申し上げる。また、この決議を岸和田市民の一人として、誇りに思う。

さて、本日のこの決議は、日本では初めてであり、画期的なことである。我々は定住外国人に対する地方参政権への第一歩であり、在日同胞社会に希望と勇気を与えるものである。

日本政府においても、この趣旨が理解され、一日も早い立法の実現を申し上げる。

このたびの経過を説明すれば、実は、岸和田市議会では1992年4月10日に市議会レベルで大阪府下では、初めて日韓親善友好議員連盟が発足し、ソウル特別市の永登浦(ヨントンポ)区議会との交流が始まった。そして、93年6月21日から3日間、ヨントンポ区議会を公式訪問し、交流を深め、又ソウル特別市ヨントンポ区議会

からも6月29日から岸和田市議会へ3日間の公式訪問があった。その両議会の世話役をつとめたのが、このたび決議をもたらしたといえる。

以上、感謝のことばとともに経過の一端を声明に託すものである。

韓国民団大阪府本部顧問・学校法人白頭学院理事長

金 重根

韓国民団大阪府本部泉大津支部副議長

金 治雄

〔資料2〕 外国人入党の論拠（新党さきがけ）

『なぜ外国人の入党を認めるのか』

新党さきがけ島根県支部 青木 通

1994年早々の1月7日、標題の件について正式発表以来、反響の大きさは、われわれの予想を超えるものであった。東京の本部と島根支部には国内外の報道機関の取材申込が殺到し、スタッフはその応接にいとまもない様子であった。われわれは、奇をてらったわけでもなく、単なる人気取りをねらったわけでもなく、ただ素直に、在日外国人の置かれた地位について議論する中で、彼らにも政治的発言の場を確保することはわれわれの任務であり、ひいては、日本人の陥りがちな偏狭なナショナリズムを克服する契機ともなるのではないかと考えたからであった。

入党規約は次のとおり。

「適法に県内に5年以上在住した人、もしくは配偶者が日本国籍を持ち、県内に2年以上在住している人で、党員2名以上の推薦を得た上、党費年間三千円払い込むこと。」

ちなみに、他の政党の党員資格を挙げておく。

「日本国籍を有するもの」自民党、新生党、公明党、共産党、民社党。

「日本の選挙権を有するもの」日本新党。

社会党、社民連は、日本国籍を持つ者に限定していないが、事実上、外国人の入党は認めていない。

われわれの決定に対して「参政権の認められていない現在、入党を認めて意味がない。」との批判があった。それに対するわれわれの反論

はこうである。政党は、たんに、議会に代表を送り出すことだけを任務としているわけではない。政党は、政治教育、啓蒙、宣伝等の重要な役割も担っている。よって、参政権と党員資格を一体不可分のものと考える理由はない。また、政治はダイナミックなものであって、われわれは、こうした政治活動を通じて在日外国人の地位向上についての世論を喚起し、行く行くは、参政権の認められる時期を多少とも早めることに寄与できるのではないか。現に、今まで認められていなかった、外国人の帰国時における社会保険料の還付が今年度から認められ、朝鮮学生徒の、通学定期割引について、日本人生徒並とすることをJRが決めた。この決定の際、このたびの新党さきがけの決定が、担当者の脳裏をよぎったとすれば、われわれの行動は既に一定の政治的役割を果たしたと言えるのではないか。これこそ政治のダイナミズムといえるのではないか。

わが党の重要な政策の一つが、外国人の地位向上、更に言えば、基本的人権に関するできるかぎりの内外人平等の保障をめざす以上、憲法の人権の規定は避けて通るわけにはいかない。

およそ半世紀前に制定された日本国憲法は人権保障の章に関するかぎり、いささか時代遅れの感を否めない。この憲法制定当時、これだけの国際化の進展を予想することはできなかつたので無理からぬところとは思うが。

まず、憲法第三章の権利の主体は「国民」となっているので、基本的には日本人に対する権利保障に止まる。この章に関するかぎり、立法論としては、内外人平等な保障を原則とし、その性質上、止むをえない場合にかぎり、外国人としての制約を受けるとすべきでないか。解釈論としては、参政権、ことに国政参政権については、外国人には認められないとするのが学界の通説であり、現に公職選挙法では日本人に限っている。しかし人権概念は、歴史的に幾多の変遷を経て、その範囲は拡がり、内容的にも深化してきた。参政権もその例外ではない。20世紀も末を迎えて人権問題、経済政策等について、他国に容喙することが、必ずしも内政干

涉として非難の対象とならなくなっている。人権を、前国家的権利、後国家的権利の2つに分け、参政権を後者に含める考え方があるが、こうした区別も所詮歴史的相対性を免れない。また、国政は外交に関わるため、外国人には国政参政権は認められないとするのが現在の通説である。こうした考えに対しては、国家の任務とは何か。そこに居住する一人一人の住民の権利を守ることに優越する国家的利益とは何かが問われなければならない。

われわれの当面の政治目標の1つは、憲法（第93条2項「地方公共団体の長、……住民が、直接これを選挙する。」）の解釈論としても比較的無理のない、外国人の地方参政権の実現であるが、その実現でもって能事終われりとするのではなく、こうした権利概念の相対性をわきまえて、絶えることのない、人権の拡大強化の努力を続けなければならない。

次にこの問題に関連する1、2の問題について見てみることにする。

その1つは、国籍法の問題点である。日本の国籍法は、血統主義を原則とし、例外的に属地主義（生地主義）を認める。したがって、外国人の両親から、日本で生まれた子は日本国籍を取得できない。この点については、アメリカに例があるように、属地主義を原則にまで高め、日本で生まれた子の日本国籍取得の権利を認めるべきではないか。ことに、永住権をもつ外国人の子については、最優先課題とすべきであろう。また、属地主義における男親、女親の不平等な扱いは改めるべきであろう。

以上は出生時における国籍取得の問題であるが、出生後における国籍取得としての「帰化」がある。現在の国籍法の基本的立場は、帰化を、日本国の、外国人に対する特別の恩典としてとらえているのでその要件は厳格であって、その手続きにはぼう大な申請書類と、平均して1年以上の時間がかかる。

「帰化」の権利性は、認められないとしても、今の国籍法の基本理念、およびその執行に当たる法務省の実務には、改革の余地があるのでないか。

今1つの問題は、在外日本人の選挙権の問題である。彼らは、住所要件を満たしていないので法律上、選挙権が与えられていないしこの要件がないとしても、今の投票方法では事実上、その行使は困難である。

この問題については、もし在外日本人が居住する国で選挙権を認められるとすれば、母国と2つの国での選挙権を認めるべきかどうか。国政選挙の比例代表選挙は別として、選挙区はどうして決めるのか。投票方法はどうするのかなど、問題はいくつかあるが、将来の検討課題であろう。

（『自治研島根』第302号、1994年3月）

〔資料3〕

外国人の地方参政権のための立法措置に関する基本的考え方

（1994年11月12日）

さきがけしまね

第1（目的） 地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の住民として共に生きる外国人に当該地方公共団体の共同決定の過程への参与を認め、眞に民主的な地方自治の確立を促すことを目的とすること。

第2（適用対象） 適用対象は、日本国籍を有しない者のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令319号。以下「入管法」という）又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律71号）及び外国人登録法（昭和27年法律125号）に基づき引き続き5年以上本邦に居住する者（入管法別表第1の1の表の上欄の外交又は公用の在留資格により在留する者を除く。以下「外国人」という。）とすること。

第3（選挙権） <第2>の外国人のうち年齢満20歳以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者は、地方自治法第11条及び第18条並びに公職選挙法第9条第2項の規定にかかわらず、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有すること。

第4（被選挙権） <第2>の外国人は、地

方自治法第11条、同法第19条第2項及び第3項、公職選挙法第10条第1項の規定にかかわらず、公職選挙法第10条第1項第3号から第6号までの規定による区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有すること。

第5（条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権、解職請求権） <第2>の外国人は、地方自治法第12条及び第13条の規定にかかわらず、同法右各条項の定める住民の権利を有すること。

*注：地方自治法第5章（直接請求）の各規定は、「選挙権を有する者」（地自法第74条第4項参照）となっているから、実際には<第3>により選挙権を有する者で<第6>により選挙人名簿に登録されている者が、これらの権利行使しうることとなる。

第6（選挙人名簿） <第2>の外国人の選挙人名簿への登録は、当該市町村の区域内に引き続き3か月以上住所を有する年齢満20年以上

の者（公職選挙法第11条第1項及び第2項の規定により選挙権を有しない者を除く）について行なうこと。この場合において、公職選挙法第19条及び第20条、同法第22条から第30条までの規定は準用されること。ただし、同法第28条第1号の規定は「死亡したこと又は外国人にあたっては本邦に居住しなくなったことを知ったとき」と読み替えること。

[資料4]

「地方自治法及び公職選挙法の一部を改正する法律（案）」要綱

さきがけしまね

外国人の地方参政権を認めるため、地方自治法及び公職選挙法の一部を、以下のような形に改正する必要がある。

地方自治法

現 行 法	改 正 案
第11条 <u>日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。</u>	第11条 普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。
第12条 ① <u>日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例……の制定又は改廃を請求する権利を有する。</u> ② <u>日本国民たる普通地方公共団体の住民は、……。</u>	第12条 ①普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例……の制定又は改廃を請求する権利を有する。 ②普通地方公共団体の住民は、……。
第13条 ①②③ <u>日本国民たる普通地方公共団体の住民は、……。</u>	第13条 ①②③普通地方公共団体の住民は、……。
第18条 <u>日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者は、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。</u>	第18条 年齢満20年以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者は、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議員及び長の選挙権を有する。
第19条 ① <u>普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満25年以上の者は、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権を有する。</u>	第19条 ①普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満25年以上の者は、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権を有する。

②日本国民で年齢満30年以上の者は、別に法律の定めるところにより、都道府県知事の被選挙権を有する。

③日本国民で年齢満25年以上の者は、別に法律の定めるところにより、市町村長の被選挙権を有する。

第21条 ①選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満20年以上の日本国民（第11条第1項及び第2項の規定により選挙権を有しない者を除く。）で、その者に係る当該市町村の住民票が作成された日（他の市町村から当該市町村の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3か月以上当該市町村の住民基本台帳に記録されている者について行なう。

②前項の住民基本台帳に記録されている期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

第28条（本文略）

1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

*このほか、「政治資金規正法」第22条の5の規定についても、以下のとおり考慮の必要があると考えられる。

第22条の5 何人も、外国人（公職選挙法第3条の2に定める外国人を除く。以下同じ。）、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄付を受けてはならない。

公職選挙法

現 行 法	改 正 案
	第3条の2 この法律において「外国人」とは、日本国籍を有しない者のうち出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）又は日本国との平和条約に基

第9条 ②日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

第10条 ①日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。

- 1 衆議院議員については年齢満25年以上の者
- 2 参議院議員については年齢満30年以上の者
- 3 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上の者
- 4 都道府県知事については年齢満30年以上の者
- 5 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上の者
- 6 市町村長については年齢満25年以上の者

づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）及び外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき引き続き5年以上本邦に居住する者（入管法別表第1の1の表の上欄の外交又は公用の在留資格により在留する者を除く。）をいう。

第9条 ②日本国民又は外国人たる年齢満20年以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

第10条 ①日本国民及び外国人は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。

- 1 衆議院議員については日本国民たる年齢満25年以上の者
- 2 参議院議員については日本国民たる年齢満30年以上の者
- 3 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上の者
- 4 都道府県知事については年齢満30年以上の者
- 5 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上の者
- 6 市町村長については年齢満25年以上の者

[資料5]

共生社会のための決議

(1994年11月12日)

さきがけしまね幹事長 井上富士夫

私たち「さきがけしまね」は、本年一月、一定要件のもとに日本国籍外の人々の入党を認めて以来、当該外国籍の人々のなまの声を聞いてきた。そこで私たちは、現在もなおこの日本において、外国籍住民に対する差別や不平等が依然と存在する多くの事実を知った。

全ての人間は平等でなければならない。

あらゆる差別は撤廃されなければならぬ。

私たち「さきがけしまね」は、外国籍住民にたいする差別を根絶し、何人にも平等な地域社会を創造するために立ち上ることを、今日こ

こに宣言する。

私たちの前には解決すべき多くの問題が存在する。なかには問題解決のために長い年月と労力を必要とするものもある。しかし私たちは決して諦めない。希望を失わないかぎり、必ずや道は開けるものと信ずる。私たちは、私たちの手ができるところから確実にひとつずつ問題を解決していく覚悟である。

まず第一に、定住外国人の地方参政権獲得を目指す。

既に108にも上る地方自治体議会が、定住外国人の地方参政権を求める要望決議や意見書の採択を行っている。私たちはこれらの議会との連携をはかるとともに、この地方からの声がさらなる拡がりを遂げるべく各方面へのたらきかけを行う。

また同時に、地方からのこの声を国の立法府

(以下、104頁に続く)

〔資料6〕 地方参政権に関する意見書採択日付順一覧表

(1995.2.20現在) (韓国民団中央本部国際局調べ)

採択日付	採択自治体	採択日付	採択自治体	採択日付	採択自治体
93. 9. 9.	岸和田市(大阪府)	9. 20.	7	山北町(神奈川県)	東部(長野県)
10. 1.	八日市市(滋賀県)	9. 21.	7	須恵町(福岡県)	山中町(富山県)
14. 14.	蒲生町(滋賀県)			我孫子市(千葉県)	岡村町(福井県)
12. 16.	安土町(滋賀県)			高梁市(岡山県)	森町(長野県)
12. 17.	京都府(京都府)	94. 9. 21.	7	大津市(滋賀県)	伊豆郡(静岡県)
	京都府(京都府)			理光市(奈良県)	那賀町(長野県)
	大牟田市(福岡県)			天福市(富山県)	伊豆郡(長野県)
12. 20.	美山市(和歌山县)	9. 22.	5	芦屋町(福岡県)	伊豆郡(長野県)
12. 21.	茨木市(大阪府)			大坂市(大阪府)	伊豆郡(長野県)
12. 22.	近江八幡市(滋賀県)			阪大市(大阪府)	伊豆郡(長野県)
	御坊市(和歌山县)			良山町(奈良県)	伊豆郡(長野県)
	守山市(滋賀県)			玉堺町(富山県)	伊豆郡(長野県)
	泉南市(大阪府)			新庄町(滋賀県)	伊豆郡(長野県)
	竜王町(滋賀県)	9. 26.	2	旭町(三重県)	伊豆郡(長野県)
12. 24.	岐阜市(岐阜県)	9. 27.	3	鷲羽久野町(滋賀県)	伊豆郡(長野県)
94. 3. 18.	豊岡市(兵庫県)	9. 28.	6	木和町(奈良県)	伊豆郡(長野県)
3. 21.	伊勢市(三重県)			厚和町(奈良県)	伊豆郡(長野県)
3. 22.	永源寺町(滋賀県)			大岡町(岩手県)	伊豆郡(長野県)
	杵築市(大分県)			留米町(東京都)	伊豆郡(長野県)
	須坂市(長野県)			茅ヶ崎市(神奈川県)	伊豆郡(長野県)
	山口市(山口県)	9. 29.	4	大和高田市(奈良県)	伊豆郡(長野県)
3. 23.	美知立市(愛知県)			高島町(滋賀県)	伊豆郡(長野県)
3. 24.	京口市(山口県)	9. 30.	5	糸唐町(福岡県)	伊豆郡(長野県)
	富山市(富山县)			津川町(北九州市)	伊豆郡(長野県)
	能登川市(滋贺县)			路摩町(福冈县)	伊豆郡(长野县)
3. 25.	五個荘町(滋賀县)	9. 30.	5	志摩町(北九州市)	伊豆郡(长野县)
3. 28.	香住町(兵库县)			佐賀川町(福冈县)	伊豆郡(长野县)
3. 29.	播磨町(兵库县)	10. 3.	2	伊豆町(福冈县)	伊豆郡(长野县)
	城崎市(兵库县)			志免町(福冈县)	伊豆郡(长野县)
	和泉市(大阪府)	10. 4.	2	本郷町(福冈县)	伊豆郡(长野县)
	真面目市(大阪府)	10. 6.	1	大畠町(福冈县)	伊豆郡(长野县)
	吹田市(大阪府)	10. 7.	3	東取島町(福冈县)	伊豆郡(长野县)
3. 30.	福岡市(福岡县)	10. 11.	1	東京町(福冈县)	伊豆郡(长野县)
4. 22.	北九州市(福岡县)	10. 12.	1	東京町(福冈县)	伊豆郡(长野县)
6. 13.	高砂市(兵库县)	10. 13.	1	東京町(福冈县)	伊豆郡(长野县)
6. 14.	城陽市(京都府)	10. 14.	1	東京町(福冈县)	伊豆郡(长野县)
6. 20.	泉佐野市(大阪府)	11. 28.	2	新板町(福冈县)	伊豆郡(长野县)
6. 22.	倉吉市(鳥取県)			大伊勢町(福冈县)	伊豆郡(长野县)
	香春町(福冈县)			尾崎町(福冈县)	伊豆郡(长野县)
	安曇川市(滋贺县)			荒留町(福冈县)	伊豆郡(长野县)
	下松市(山口县)			長野町(福冈县)	伊豆郡(长野县)
6. 24.	岡垣町(福冈县)	12. 5.	1	望月町(福冈县)	伊豆郡(长野县)
	牧方市(大分县)	12. 7.	2	横井町(福冈县)	伊豆郡(长野县)
	新座市(埼玉县)	12. 8.	1	桜立町(福冈县)	伊豆郡(长野县)
	高岡市(富山县)	12. 14.	2	青森町(福冈县)	伊豆郡(长野县)
6. 27.	松原市(大阪府)	12. 15.	3	茅野市(千葉县)	伊豆郡(长野县)
	名張市(三重县)	12. 16.	9	流山市(千叶县)	伊豆郡(长野县)
6. 28.	日野町(滋贺县)			越谷市(埼玉县)	伊豆郡(长野县)
6. 29.	小金井市(東京都)			鴻巣市(埼玉县)	伊豆郡(长野县)
6. 30.	高槻市(大阪府)				
7. 1.	遠賀町(福岡県)				
7. 6.	奈良県(奈良県)				
7. 7.	岩手県(岩手県)				
7. 8.	神奈川県(神奈川県)				
7. 12.	柏原町(福岡県)				
8. 12.	練馬区(東京都)				
9. 9.	津市(三重県)				
9. 12.	遠野市(岩手県)				
9. 14.	御代田町(長野県)				
9. 16.	北御牧村(長野県)				
9. 18.	本渡市(熊本県)				
	前原市(福岡県)				

190自治体 (13県、110市、62町、5村) ※東京都、北海道、大阪府、京都府は県、東京都の区は市に含まれます。

※日本の行政区域区分上、西東京は東京に、対馬は長崎県に含まれます。

〔資料7〕 地方参政権に関する意見書採択地方別一覧表

(韓国民団中央本部調べ) (1995.3.13.現在)

地方名	件数	自治体名および採択日		
1 東京都	9	小金井市(94. 6.28) 東久留米市(94. 9.28) 昭島市(94. 10. 7) 保谷市(94. 12.27) 練馬区(94. 7.12) 豊島区(94. 10. 7)	田無市(94. 12.21) 清瀬市(94. 12.22) 板橋区(94. 11.28)	
2 神奈川県	15	神奈川県(94. 7. 7) 秦野市(94. 9.27) 厚木市(94. 9.27) 川崎市(94. 10. 3) 伊勢原市(94. 12. 5) 横浜市(94. 12.15) 藤沢市(94. 12.20) 山北町(94. 9.20) 大井町(94. 11.28)	大和市(94. 9.27) 茅ヶ崎市(94. 9.28) 相模原市(94. 12.20) 小田原市(94. 12.20) 藤野町(94. 12.20) 真鶴町(94. 12.21)	
3 千葉県	3	我孫子市(94. 9.21) 流山市(94. 12.16) 銚子市(94. 12.22)		
4 栃木県	3	足利市(94. 12.20) 宇都宮市(95. 3. 1) 栃木県(95. 3.13)		
5 埼玉県	4	新座市(94. 6.24) 鴻巣市(94. 12.16) 上尾市(94. 12.21)	本庄市(94. 9.22)	
6 長野県	19	長野県(94. 12. 8) 須坂市(94. 3.22) 茅野市(94. 12.16) 松本市(94. 12.21) 御代田町(94. 9.12) 佐久町(94. 9.26) 立科町(94. 12.15) 東部町(94. 12.16) 小海町(94. 12.19) 池田町(94. 12.26) 穂高町(94. 12.26) 北御牧村(94. 9.14)	伊那市(94. 12.19) 大町市(94. 12.20) 下諏訪町(94. 10.11) 望月町(94. 12.14) 富士見町(94. 12.20) 戸倉町(94. 12.22) 松川村(94. 12.22)	
7 新潟県	10	新潟県(94. 10.14) 上越市(94. 12.16) 新発田市(95. 1. 5) 吉川町(94. 12.21) 新津市(94. 12.22) 妙高高原町(94. 12.25)	松之山町(94. 12.19) 湯沢町(94. 12.20) 吉川町(94. 12.26) 小出町(95. 2.23)	
8 宮城県	1	宮城県(94. 3.28)		
9 北海道	5	釧路市(94. 9.29) 旭川市(94. 9.30) 留萌市(94. 12. 7)	伊達市(94. 12.21) 当別町(95. 3. 7)	
10 青森県	4	青森県(94. 12.16) 青森市(94. 12.19) 黒石市(94. 12.20)	野辺地町(94. 12.19)	
11 岩手県	5	岩手県(94. 7. 6) 遠野市(94. 9. 9) 盛岡市(94. 9.28)	一関市(94. 12.20) 水沢市(94. 12.21)	
12 福島県	1	福島県(94. 12.16)		
13 愛知県	2	愛知県(94. 12.20) 知立市(94. 3.23)		
14 岐阜県	3	岐阜市(93. 12.24) 各務原市(94. 12.20) 恵那市(94. 12.22)		
15 三重県	6	伊勢市(94. 3.18) 名張市(94. 6.27) 津市(94. 8.12) 伊賀町(94. 9.30)	尾鷲市(94. 9.26) 上野市(94. 12.22)	
16 富山県	6	富山市(94. 3.24) 高岡市(94. 6.24) 滑川市(94. 9.22) 舟橋市(94. 9.21)	福光町(94. 9.21) 婦中町(94. 12.16)	
17 大阪府	16	岸和田市(93. 9. 9) 茨木市(93. 12.20) 泉南市(93. 12.22) 吹田市(94. 3.29) 泉佐野市(94. 4.22) 牧方市(94. 6.24) 大東市(94. 9.22) 寝屋川市(94. 12.20)	和泉市(94. 3.28) 門真市(94. 3.29) 松原市(94. 6.27) 高槻市(94. 6.29) 箕面市(94. 10. 3) 四条畷市(94. 12.21) 泉大津市(94. 12.21)	
18 兵庫県	4	豊岡市(93. 12.24) 高砂市(94. 3.29) 香住町(94. 3.25)	播磨町(94. 3.25)	
19 京都府	7	京都府(93. 12.17) 京都市(93. 12.17) 城陽市(94. 3.30) 田辺町(94. 10. 4)	美山町(94. 3.22) 京北町(94. 3.23)	
20 奈良県	6	奈良県(94. 7. 1) 天理市(94. 9.21) 生駒市(94. 9.22) 橿原市(94. 12.20)	大和高田市(94. 9.28) 桜井市(94. 12.15)	
21 滋賀県	19	八日市市(93. 10. 3) 近江八幡市(93. 12.21) 守山市(93. 12.22) 安土町(93. 12.16) 竜王町(93. 12.17) 永源寺町(94. 3.21) 安曇川町(94. 6.20) 日野町(94. 6.27) 新旭町(94. 9.22) 愛知川町(94. 10. 7) 湖東町(94. 12.21) 秦荘町(94. 12.22)	大津市(94. 9.21) 蒲生町(93. 12.14) 能登川町(94. 3.24) 五箇荘町(94. 3.24) 高島町(94. 9.28) 愛東町(94. 10. 4) 今津町(94. 12.22)	
22 和歌山县	2	御坊市(93. 12.21) 美山村(93. 12.17)		
23 岡山县	3	高梁市(94. 9.21) 倉敷市(94. 12.16) 岡山市(94. 12.22)		
24 鳥取県	2	鳥取県(94. 10. 6) 倉吉市(94. 6.13)		
25 島根県	3	美都町(94. 12.22) 柿木村(95. 1.30) 島根県(95. 2.24)		
26 山口県	5	山口県(94. 3.24) 山口市(94. 3.22) 下松市(94. 6.22)	萩市(94. 9.30) 新南陽市(95. 3.10)	
27 福岡県	31	福岡県(94. 10.12) 大牟田市(93. 12.17) 福岡市(94. 3.29) 田川市(94. 9.29) 直方市(94. 12.18) 飯塚市(94. 12.20) 大川市(94. 12.20) 行橋市(94. 12.21) 久留米市(94. 12.21) 岡垣町(94. 6.22) 遠賀町(94. 6.30) 粕屋町(94. 7. 8) 糸田町(94. 9.28) 志摩町(94. 9.29) 志免町(94. 9.30) 穂波町(94. 12.22) 雄井町(94. 12.22) 二丈町(94. 12.22)	北九州市(94. 3.29) 前原市(94. 9.18) 大野城市(94. 12.20) 太宰府市(94. 12.20) 中間市(94. 12.22) 香春町(94. 6.14) 須恵町(94. 9.20) 芦屋町(94. 9.21) 苅田町(94. 10.13) 桂川町(94. 12.22) 赤池町(94. 12.22) 古賀町(94. 12.26)	
28 佐賀県	1	唐津市(94. 9.29)	大任町(94. 12.25)	
29 大分県	2	杵築市(94. 3.22) 豊後高田市(94. 12.22)		
30 熊本県	2	本渡市(94. 9.16) 荒尾市(94. 12. 7)		
31 冲縄県	2	糸満市(94. 12.21) 与那国町(94. 12.20)		
32 地方	201	16県、114市、66町、5村 (決議追加) 山梨県1 山梨県 (95. 3. 9)		

たる国会の場に反映させ、法律改正による定住外国人の地方参政権確立を実現する。この実現こそがわが国の眞の民主主義を確認するための必要不可欠の条件である。具体的には、本日この会議で討議された『外国人の地方参政権のための立法措置に関する基本的考え方』及び『地方自治及び公職選挙法の一部を改正する法律（案）要綱』をもとに、私たち「さきがけしまね」の手により改正法案を起案し、新党さきがけを中心として党派を越えた有志国會議員を募り、議論を深め、近く国会に改正法案が提出され、成案とされることを目指す。

共生社会の実現は、いわゆる上からの掛け声だけでは決して実現されない。

地域市民の手による、生活の場からの改革の掛け声が本来の民主主義そのものである。

そのために、いまこそ、

私たちひとりひとりの〔心の改革〕から
始めよう！

以上決議する。

〔資料8〕

在日韓国人子孫に対する法的地位保障促求決議文(韓国国会)

提案年月日：1990年3月14日

提 案 者：外務統一委員長
金 顯 煙

大韓民国国会は、

- 日本に住んでいる韓国人子孫の歴史的な特徴と定住性に留意し、
- 在日韓国人子孫が日本で安定した生活を営みうるようにすることが両国間の友好増進に大きく裨益するものと確信し、
- 国連憲章、世界人権宣言及び国際人権規約が闡明した内外人平等の精神に特に注目し、
- 在日韓国人が、日本の繁栄と発展に寄与した貢献を高く評価するとき、
- 在日韓国人の法的地位と待遇に対する協定締結後25年が経過した今日でも、在日韓国人の地位が充分に保障されていないことについて深い遺憾を表明する。

——よって大韓民国国会は、在日韓国人子孫の将来問題に対する速かな解決を希望しながら次のように決議する。

1. 日本政府は、在日韓国人子孫の歴史的な背景と定住性に立脚し、これら韓国人子孫に安定した法的地位を保障せよ。
2. 日本政府は、日本社会の発展に寄与した在日韓国人の子孫について、日本人と対等な社会的・経済的権利を保障せよ。
3. 日本政府は、在日韓国人子孫に地方自治体参政権と民族教育権を保障せよ。
4. 韓・日両国政府は、在日韓国人子孫の歴史的な特殊性と定住性に立脚し、不幸な過去の完全な清算と韓・日両国関係の新紀元をひらくために新協定を締結せよ。

提案理由

1965年韓・日両国が在日韓国人の法的地位と待遇に関する協定を締結して25年が経過したにも拘わらず、在日同胞の法的地位向上に大きな助けを与えられなかつたのが事実である。そのうえ、在日韓国人（協定）三世以後の法的地位問題は1991年まで持ち越され、現在生まれている3名の（協定）3世を含む子孫が、日本政府からの人権の保障を受ける法的根拠さえもない実情にある。

在日韓国人は日本人と同じように納税などの諸般の義務をはたしているが、先進文明国が一般的に保障している人権さえも享受されず、法制度上の差別はもちろん、就業・教育・参政権などの諸分野で差別を受けている。

将来の韓・日間の正しい友好と協力の増進のためには、何よりも在日韓国人問題を円満に解決しなければならないと認識し、この決議文を採択する。

（訳・徐 龍達）

〔資料9〕

大阪・川崎にみる定住外国人の 住民参加への胎動

- (1) 大阪府在日外国人問題有識者会議設置要綱（1992年10年1日）

(目的)

第1条 大阪府国際化推進基本指針を推進するにあたり、本府が取り組むべき定住生活を営んでいる外国人（以下「在日外国人」という。）に関する諸課題及びその方策について幅広く意見を求めるため、大阪府在日外国人問題有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 有識者会議は、別紙に掲げる委員（省略）をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(座長及び座長代理)

第3条 有識者会議に座長及び座長代理を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 有識者会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 座長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 有識者会議の庶務は、企画調整部国際室人権平和室において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、1992年10月1日から施行する。

* 大阪府の第1回有識者会議は、1992年11月12日（木）、大阪教育会館たかつガーデンで開かれ、「内なる国際化の推進」のテーマで意見交換を行なった。以後、会議はすでに7回（94年12月現在もかさねている）。

(2) 「仮称・川崎市外国人市民代表者会議」

調査研究委員会設置運営要綱

(1994年10月31日)

(目的及び設置)

第1条 永年川崎に居住し、地域の構成員として近隣の人々と共生し、地域の発展に貢献している定住外国人が、納税の義務を果たしながらも、現法体制のもとでは地方参政権は付与されない。したがって、定住外国人が市民としての意見を市議会や行政施策に反映させるには、どのような方策が考えられるのか、先進事例を調査し、そのあり方を研究するために、「仮称・川崎市外国人市民代表者会議」調査研究委員会（以下「調査研究委員会」という）を設置する。

(調査研究事項)

第2条 調査研究委員会は第一条の目的を達成するため、おおむね次の事項について調査研究を行う。

- ① 外国の先進事例の調査研究に関するこ（ドイツ、フランス等の事例）。
- ② 定住外国人の範囲に関するこ。
- ③ 代表者の選出方法に関するこ。
- ④ 市議会との関係に関するこ。
- ⑤ その他

(調査研究委員)

第3条 調査研究委員は、専門的な学識経験者の中から、別表（省略）により川崎市が委嘱する。

2 前項に掲げる委員のほか、関連行政よりオブザーバー委員を置くことができる。

(調査研究委員会)

第4条 調査研究委員会は、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会議を招集し、会議を主宰する。

3 副委員長は、委員長事故あるときは委員長の職務を代行する。

(設置期間)

第5条 調査研究委員会の設置期間は、1994年10月31日から1995年度末までとする。

(関係者の出席)

第6条 調査研究委員会は、必要に応じて専門的事項に関して関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(会計)

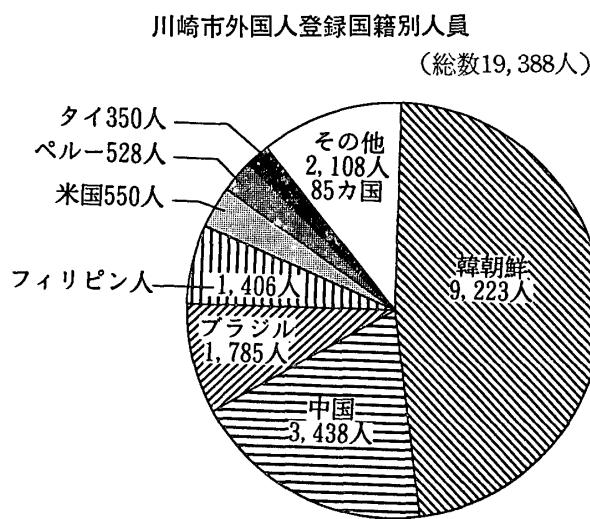
第7条 調査研究委員会の経費は、市費をもって充てる。

(事務局)

第8条 調査研究委員会の事務局は、川崎市民局国際室に置く。

(その他)

第9条 その他調査研究委員会に必要な事項は、委員長が別に定める。



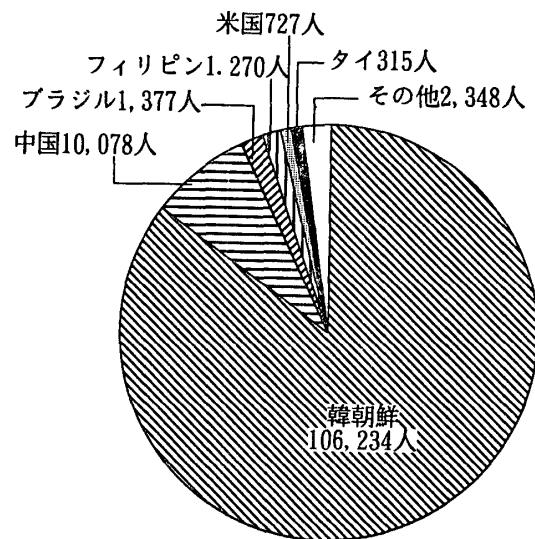
附 則

この要綱は、1994年10月31日から施行する。

*川崎市の第1回調査研究委員会は、1994年10月31日(月)、川崎グランドホテルで開かれ、「調査研究日程確認」(94年度・基礎研究、95年度・実務研究)と「研究調査内容」が協議された。

大阪市外国人登録国籍別人員

(総数122,349人)



大都市の外国人登録者の総人口に占める割合

順位	都市名	外国人登録者 総 数 1992.12.31現在	総人口 1993.1.1現在	外国人登 録者に 占 める割合
1	大阪市	123,582人	2,600,660人	4.75%
2	京都市	44,423	1,456,177	3.05
3	神戸市	43,578	1,501,201	2.90
4	東京都区部	223,897	8,111,720	2.76
5	名古屋市	42,766	2,162,375	1.97
6	川崎市	19,198	1,195,972	1.60
7	横浜市	45,069	3,276,484	1.37
8	広島市	14,770	1,098,580	1.34
9	北九州市	11,441	1,021,556	1.11
10	千葉市	8,670	843,545	1.02
11	福岡市	12,097	1,263,380	0.95
12	仙台市	5,525	943,467	0.58
13	札幌市	5,760	1,718,770	0.33

(3) 大阪市外国籍住民施策有識者会議の設置
について（1994年11月4日）

大阪市では、市内に居住する外国人と共に生きていく地域社会づくりなどの諸問題を検討するため、外国籍委員を含む学識経験者などによる「大阪市外国籍住民施策有識者会議」を設置し、その第一回会議を11月8日（火）午前10時より、大阪市役所のP1会議室で開催する。

本市には、約12万3千人の外国人が居住しているが、関西国際空港も開港し、今後、さらに急速な国際化の進展に伴い、本市に居住する外国人もますます増加することが予想される。こうした中で、「大阪市総合計画21」に示した、大阪のまちづくりの目標の一つである「世界に開かれた交流のまち」の実現をめざすためには、在日韓朝鮮人をはじめ、近年増加しつつある「外国人労働者」など、本市に居住する外国人と文化・風俗・習慣等、お互いの違いを理解し尊重しあいながら共に生きていくという、「共生社会」の実現に向けての条件整備を行うことが重要な課題となっている。

このため、本市に居住する外国人は、地域社会を構成する「外国籍住民」であるとの観点から、外国籍住民の生活各般にわたる現状や課題、必要とされる行政対応などにつき、7名の外国籍委員を含む14名の有識者から幅広く意見や助言を得ようとするものである。

当面、有識者会議では、1995年10月末を目途に、本市が外国籍住民施策を推進するにあたっての理念や施策のあり方等について意見をまとめていただき、大阪市では、この意見や提言を踏まえて、1996年3月末を目途に、本市の外国籍住民施策の基本的な指針を策定し、施策の総合的・効果的な推進を図ることとしている。

第1回会議においては、座長の選出など、本会議の運営方法を定めるほか、外国籍住民の生活に関わる現状等についてのフリートーキングが行われる。

〔資料10〕

最高裁判所による地方参政権判決要旨

（1995年2月28日、最高裁第3小法廷）

憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものである。そこで、憲法15条1項にいう公務員を選定罷免する権利の保障が外国人に対しても及ぶものと解すべきか否かについて考えると、主権が「日本国民」に存するものとする憲法前文及び1条の規定に照らせば、國民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が國の国籍を有する者を意味することは明らかである。右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。

地方自治について定める憲法93条2項において、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するものと規定しているが、地方公共団体が我が國の統治機構の不可欠の要素を成すものであることをも併せ考えると、憲法93条2項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものということはできない。

憲法の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づき、その区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも、永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する

選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。しかしながら、右のような措置を講ずるか否かは専ら国の立法政策にかかる事柄で

あって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない。

(1995・2・23)